

第2期

田野町 子ども子育て支援事業計画

令和2年3月

田 野 町

はじめに

急速な少子高齢化の進行による家族形態の変化、就労の多様化、地域のつながりの希薄化など、子どもや子育てを取り巻く環境が大きく変化する社会のなか、子育てに不安や孤立感を感じる家庭は少なくなく、また子育て中の女性の就業率も高まって保育ニーズの多様化も進んでいます。

このような状況のなか、平成 24 年 8 月には子ども・子育て関連 3 法が成立し、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援に共通の仕組みが定められました。これを受けて、本町では、平成 27 年 3 月に「子ども・子育て支援法」に基づく平成 27 年度からの 5 年を第 1 期とする「田野町 子ども子育て支援事業計画」を策定し、次代を担う子ども達の成長、幸せを目指し、家族の豊かな愛情のもとで、子どもが健やかに育っていける環境づくりを総合的に進め、家庭、地域、企業、行政等様々な担い手の協働のもと、地域社会全体で支援していけるよう『赤ちゃんから高齢者まで、障がいがあってもなくても、誰もが暮らしやすいまちづくり。』を基本理念として体制づくり等に取り組んできました。

その間、国では、平成 28 年の「ニッポン一億総活躍プラン」において保育士の処遇改善や、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う「子育て世代包括支援センター」の設置等を推進しているほか、平成 29 年の「子育て安心プラン」において、令和 2 年度末までに全国の待機児童解消を目指すことを掲げており、令和元年には幼児教育・保育の無償化が開始されるなど、子育て支援について積極的な取り組みを進めているところです。

子ども・子育てを取り巻く環境が変化していることや、第 2 期の市町村支援事業計画作成にあたっての基本指針の改正等、国の新たな動向や町の実情を踏まえ、この度「第 2 期田野町 子ども子育て支援事業計画」を策定し、これまで以上に地域や関係機関が連携しながら社会全体で子ども・子育て支援を総合的に推進していきます。

最後に、この計画の策定にあたり貴重なるご意見ご提言をいただきました「田野町子ども・子育て支援会議」の皆様をはじめ、「田野町子ども・子育て支援ニーズ調査」にご協力いただきました町民の皆様にご心からお礼申し上げます。

令和 2 年 3 月

田野町長 常石博高

目次

第1章 計画の策定にあたって	
1 計画策定の背景と目的	1
2 子ども・子育て支援をめぐる近年の動向	2
3 計画の位置付けと性格	3
4 計画の期間	3
5 計画の対象	4
6 計画の策定体制	4
第2章 計画の基本的な考え方	
1 計画の基本理念	5
2 施策の目標	5
3 施策体系	7
第3章 田野町子ども・子育ての現状	
1 人口の推移	9
2 合計特殊出生率	10
3 未婚率	10
4 女性の就業率	11
第4章 施策の評価と今後の展開	
1 地域における子育ての支援	12
2 母性並びに乳児及び幼児等の健康確保及び増進	14
3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	16
4 子育てを支援する生活環境等の整備	17
5 職業生活と家庭生活との両立の推進	19
6 子ども等の安全の確保	19
7 要保護児童等への対応等、きめ細やかな取り組みの推進	20
8 子どもの貧困対策の推進	22
第5章 子ども・子育て支援事業計画	
1 教育・保育提供区域の設定	23
2 子どもの人口の見通しについて	23
3 教育・保育事業の推進	25
4 地域子ども・子育て支援事業の推進	28
5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	37
6 「新・放課後子ども総合プラン」に基づく取り組みの推進	38
7 幼児期の学校教育・保育の一体的な提供及び推進方策	40
第6章 計画の推進	
1 計画の推進体制	41
2 計画の周知	41
3 進捗状況の管理	41
資料編	
1 子ども・子育て支援ニーズ調査結果	42
2 田野町子ども・子育て支援会議設置条例	62
3 本計画策定経過	63
4 子ども・子育て支援会議委員名簿	63

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と目的

近年、我が国では少子化・核家族化の進行、地域のつながりの希薄化により、子どもや家庭を取り巻く社会環境は大きく変化しています。

このため、田野町では「子ども・子育て支援法」に基づき、平成27年3月に「赤ちゃんから高齢者まで、障がいがあってもなくても、誰もが暮らしやすいまちづくり。」を基本理念とした「田野町子ども子育て支援事業計画」を策定し、子育て家庭が安心して子育てに取り組める社会の実現に向けた、様々な子育て支援事業に取り組んできました。

平成28年4月には子ども・子育て支援法が改正され、仕事・子育て両立支援事業の創設や待機児童解消等の取り組みの支援を行う等の内容が追加される等、子ども・子育て施策に関する様々な法律等が施行・改正されてきました。

令和元年10月には、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、幼児教育の負担軽減を図る少子化対策の観点から、「幼児教育無償化制度」が実施される等、新制度開始以降に様々な社会的状況の変化が生じていることから、これらに対応し、新たな制度の下で、「一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会」を目指すとともに、子どもの視点に立ち、子どもの発達が保障されるよう、良質かつ適切な内容及び水準のものとする必要があります。

本町では、上記の動向及び、現行計画である「田野町子ども子育て支援事業計画」の進捗状況、課題を整理するとともに、子ども・子育て支援に係る現在の利用状況や潜在的な利用希望と内容を含めたニーズを把握し、町内における教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保とその実施時期等を盛り込んだ「第2期田野町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。



2 子ども・子育て支援をめぐる近年の動向

第1期計画策定後の子ども・子育て支援をめぐる主な動向は次のとおりです。

幼児教育・保育の無償化

幼児教育・保育の無償化については、「新しい経済政策パッケージ」（平成29年12月8日閣議決定）及び「経済財政運営と改革の基本方針2018」（平成30年6月15日閣議決定）を踏まえ、平成30年12月に「幼児教育・高等教育無償化の制度の具現化に向けた方針」によって関係閣僚合意がなされました。

これらに基づき、令和元年5月10日に「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」が成立し、同年10月より、3歳から5歳児クラスの全ての子ども達及び住民税非課税世帯の2歳児クラスまでの子ども達の教育・保育施設の利用料が無償化されました。

子育て安心プラン等を踏まえた動き

待機児童の解消に向けた保育の受皿拡大を図るため、国では、「待機児童解消加速化プラン」の次期計画となる「子育て安心プラン」が平成29年6月に策定され、女性就業率80%に対応できる32万人分の保育の受皿整備を令和2年度末までに実施することとされました。

また、子育て安心プラン等による待機児童の解消や保育の受皿整備に向けて、子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正（平成30年3月30日告示・4月1日施行）が行われました。

新・放課後子ども総合プラン等を踏まえた動き

放課後児童クラブの待機児童の解消に向けた受皿拡大や質の向上を図るため、国では、平成30年9月に「新・放課後子ども総合プラン」を策定され、女性就業率80%に対応できる30万人分の受皿整備を令和5年度末までに実施すること、放課後児童クラブと放課後子供教室との一体型の運営を全国で1万か所以上設置すること、新規開設の80%以上は小学校内の余裕教室を活用することとされました。

児童福祉法改正による社会的養育に関する抜本的な改正

国は、すべての児童の健全育成のため、児童虐待の発生予防から自立支援に向けた一連の対策について、さらなる強化を図るため、児童虐待防止法を改正しました。

平成28年改正では、児童福祉法の理念が明確化され、母子健康包括支援センターの全国展開、市町村及び児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等、所要の措置が求められています。

平成31年改正（令和2年施行予定）では、子どもの養育に携わる人全般を対象に、しつけ名目での体罰が禁止されます。「体罰」の定義は、今後、指針やガイドライン等によって、具体的に示される予定です。また、児童相談所の体制強化及び設置推進、関係機関における連携強化等の措置等が求められます。

3 計画の位置付けと性格

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。また、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の量を確保するうえで必要な施策を展開していくため、「次世代育成支援対策推進法」第8条に基づく「市町村行動計画」を内包します。

さらに、貧困の状況にある子どもに対する教育、生活、保護者の就労、経済的支援について、必要な施策を展開していくため「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第9条に基づく「市町村計画」を内包し、子ども・子育て支援にかかる総合的な計画として策定するものです。

【子ども・子育て支援法(第六十一条)】

市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

【次世代育成支援対策推進法(第八条)】

市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健全やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画を策定することができる。

【子どもの貧困対策の推進に関する法律(第九条第二項)】

市町村は、大綱(都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画)を勘案して、当該市町村における子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努めるものとする。

4 計画の期間

令和2年度から令和6年度までの5か年の計画であり、施策の進捗状況について年度ごとに点検・評価を行います。

5 計画の対象

本計画の対象は、生まれる前から乳幼児期を経て青少年期に至るまでの、概ね 18 歳までの子どもとその家庭とします。

また、子育て支援を町と連携・協力して行う、地域、保育所、幼稚園、学校、NPO や町民活動団体、企業等も対象とします。

【子ども・子育て支援法(第六条)】

この法律において「子ども」とは、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者をいい、「小学校就学前子ども」とは、子どものうち小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

6 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第 77 条第 1 項に基づく「田野町子ども・子育て会議」において、内容を審議し策定しました。



第2章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

子ども達一人ひとりが豊かな人間性を育み、健やかに成長することは、家族の喜びであるとともに、社会の財産です。

次代を担う子ども達の成長、幸せを目指し、家族の豊かな愛情のもとで、子どもが健やかに育っていける環境づくりを総合的に進め、家庭、地域、企業、行政等様々な担い手の協働のもと、地域社会全体で支援していけるよう『赤ちゃんから高齢者まで、障がいがあってもなくても、誰もが暮らしやすいまちづくり。』を基本理念として体制づくり等に取り組んできました。

本計画においても、引き続きこの基本理念を掲げ、さらに住民の皆様と一緒に取り組んでいきます。

また、今後の社会情勢の変化を注視し、田野町の特色を含め、必要に応じて適宜基本理念の見直しについても検討していきます。

『赤ちゃんから高齢者まで、障がいがあってもなくても、誰もが暮らしやすいまちづくり。』

2 施策の目標

基本理念の実現に向けて、以下の8つを施策の目標とします。

①地域における子育ての支援

女性の社会進出や就労形態の変化等ライフスタイルの多様化により、保育所等への子育て支援に対するニーズもあわせて多様化しています。

安心して子育てし、働くことができる支援体制の整備に努めるとともに、保護者同士、子ども同士の定期的な交流機会の提供、地域で様々な世代が交流する環境を整備するため、「保育所・幼稚園の運営事業」、「地域ネットワークを通じての子育て支援」の2つの面から子育て支援の充実を推進していきます。

②母性並びに乳児及び幼児等の健康確保及び増進

母子保健事業が中心となる本分野においては、乳幼児期における育児不安の解消や育児力の向上を目的とした取り組みを進めていきます。

生涯を通じた健康の出発点ともなり、乳幼児期の発達課題の早期発見や相談、母親を中心とした育児支援等とおし、健やかな成長と健康確保の強化を推進します。

③子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

子どもにとって安らぎの場である家庭は同時に子どものしつけや基本的な生活習慣を身につける教育の場でもあります。家庭の教育力の向上に向けて取り組むとともに、子どもが個性豊かに生きる力を育むことができるよう、それぞれの子どもの実態を踏まえ、学校・家庭・地域が協力し教育力を向上させるための支援の充実を推進します。

④子育てを支援する生活環境等の整備

安らぎを感じる豊かな自然環境の保全やのびのびと遊べる場所づくりといった施設面の整備、医療や福祉分野における助成制度の充実、世代を超えた地域住民との交流の場づくりといった子育てに配慮した総合的なまちづくりを推進します。

⑤職業生活と家庭生活との両立の推進

働く女性が増え、結婚・出産に対する価値観が大きく変化しています。男女が仕事と子育てを両立するためには、家事の役割分担意識の啓発や働き方の見直しといった男女共同意識の浸透がより必要となってきます。国、県、関係団体等と連携を図りながら、仕事と子育ての両立に支援する法律等の広報・啓発活動等に努めていきます。

⑥子ども等の安全の確保

子どもには事故やケガに遭遇する危険性があらゆるところに潜んでいます。

子どもや保護者が事故や犯罪に巻き込まれることを防ぐため、地域での見守りや、関係機関と連携した活動を推進します。

⑦要保護児童への対応等きめ細かな取り組みの推進

子どもが社会の一員として認められ様々な権利が保障されるように、児童虐待防止対策の充実、母子家庭等の自立の支援、障がい児施策の充実等を通して支援を必要とする児童が地域で安心して生活できる環境づくりを推進します。

⑧子どもの貧困対策の推進

家庭の経済的な事情によって子どもの未来が左右されることなく、全ての子どもと家庭において、子ども自身の意思と能力に応じた教育が受けることができる機会と権利、そして健全な育成環境が保障されるよう、子どもが健やかに育成できる環境整備を推進します。

3 施策体系

基本理念

『赤ちゃんから高齢者まで、障がいがあってもなくても、誰もがくらしやすいまちづくり。』

施策の目標① 地域における子育ての支援

	事業
1	通常保育事業
2	延長保育事業
3	一時預かり保育事業
4	幼稚園特別保育事業
5	放課後子ども教室推進事業
6	民生委員・児童委員活動
7	子ども会活動事業 スポーツ少年団事業
8	なかよし交流館運営事業
9	子育て情報の発信
10	総合的な子どもの放課後対策の推進

施策の目標② 母性並びに乳児及び乳児等の健康確保及び増進

	事業
1	母子健康手帳発行時の健康相談
2	妊婦一般健康診査
3	妊産婦訪問事業 新生児訪問事業
4	乳幼児健康診査事業
5	1歳6か月・3歳児健康診査事業
6	歯科指導事業
7	母子相談事業
8	栄養士による食指導
9	休日当番・救急医療確保

施策の目標③ 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

	事業
1	総合的な学習の時間等における地域人材等の活用
2	教育センター事業の充実
3	道徳教育の充実
4	生徒指導の充実
5	家庭・地域力の向上

施策の目標④ 子育てを支援する生活環境等の整備

	事業
1	すこやか定住促進祝金
2	福祉医療費助成事業
3	ひとり親家庭医療費助成事業
4	公園及び遊園地整備

施策の目標⑤ 職業生活と家庭生活との両立の推進

	事業
1	男女共同参画意識の啓発
2	仕事と子育ての両立の推進

施策の目標⑥ 子ども等の安全の確保

	事業
1	交通安全教室
2	街頭啓発活動
3	安芸地区地域安全協会への支援
4	青少年育成町民会議の活動支援

施策の目標⑦ 要保護児童等への対応等、きめ細やかな取り組みの推進

	事業
1	要保護児童対策地域協議会を中心としたネットワークの醸成(児童虐待防止対策・社会的養育)
2	母子家庭等の自立支援の推進
3	障がいがある子どもへの支援の充実
4	子育て中の外国人家庭への支援の充実
5	虐待の予防と早期発見への取り組みの強化

施策の目標⑧ 子どもの貧困対策の推進

	事業
1	保育所・幼稚園等と地域等の連携
2	遊びの場づくり
3	地域全体で子どもを見守る体制づくり
4	専門人材・専門機関との連携強化
5	少年非行の防止
6	生活困窮者自立支援事業の推進

第3章 田野町子ども・子育ての現状

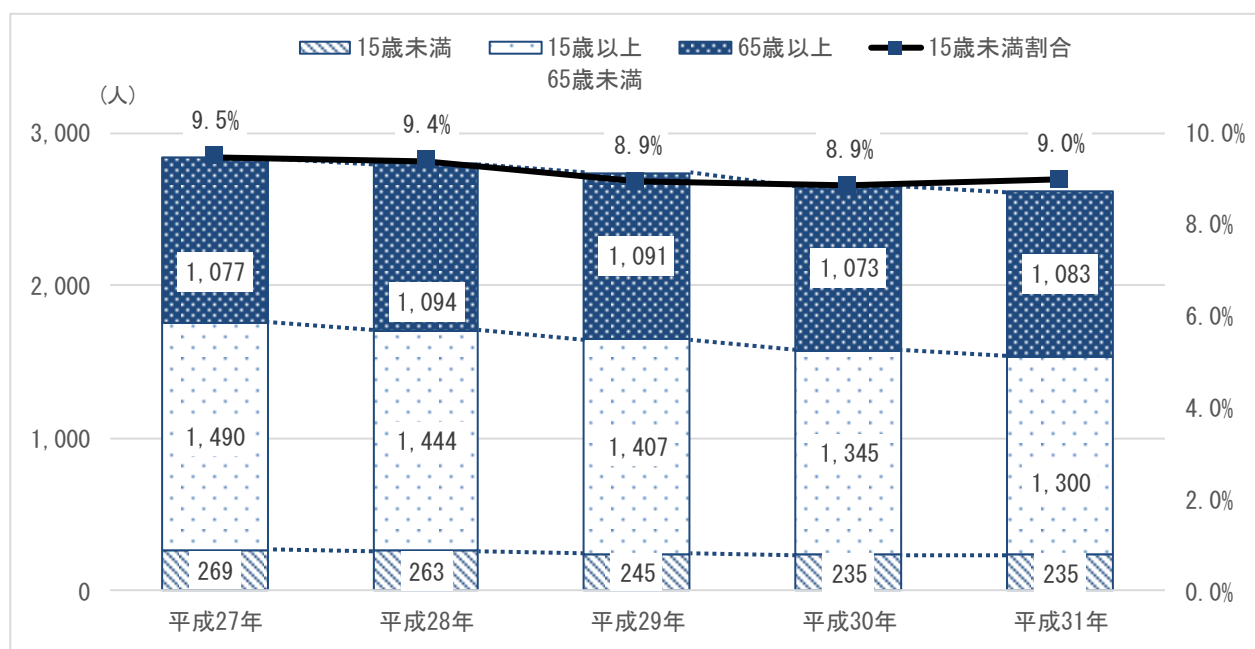
1 人口の推移

本町の人口は、平成27年以降、減少傾向で推移しています。

年齢別にみると、平成31年4月1日現在の15歳未満は235人となり、人口全体に占める割合は9.0%まで低下しています。

		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
総人口	(人)	2,836	2,801	2,743	2,653	2,618
15歳未満	(人)	269	263	245	235	235
	(%)	9.5%	9.4%	8.9%	8.9%	9.0%
15歳以上 65歳未満	(人)	1,490	1,444	1,407	1,345	1,300
	(%)	52.5%	51.6%	51.3%	50.7%	49.7%
65歳以上	(人)	1,077	1,094	1,091	1,073	1,083
	(%)	38.0%	39.1%	39.8%	40.4%	41.4%

出典：住民基本台帳(各年4月1日現在)



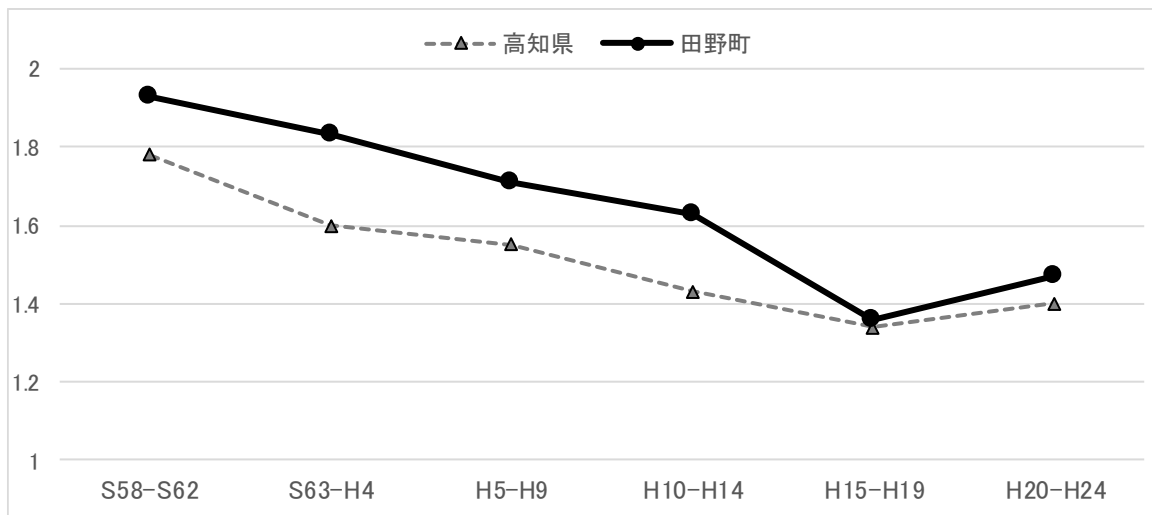
2 合計特殊出生率

合計特殊出生率とは、人口統計上の指標で、一人の女性が出産可能とされる 15 歳から 49 歳までに産む子どもの数の平均となっています。

本町では減少傾向で推移しており、平成 20～24 年で 1.47 と高知県平均より若干高くなっています。

	S58-S62	S63-H4	H5-H9	H10-H14	H15-H19	H20-H24
高知県	1.78	1.60	1.55	1.43	1.34	1.40
田野町	1.93	1.83	1.71	1.63	1.36	1.47

出典：厚生労働省（人口動態統計特殊報告）



3 未婚率

未婚率をみると、女性より男性が高い傾向にあり、特に男性の 45～49 歳の未婚率が上昇しています。

田野町	男性		女性	
	平成 22 年	平成 27 年	平成 22 年	平成 27 年
20～24 歳	90.9	97.5	89.5	83.3
25～29 歳	57.1	70.1	54.2	52.9
30～34 歳	46.9	42.3	28.3	30.9
35～39 歳	28.2	39.2	22.5	21.4
40～44 歳	37.1	26.0	13.0	22.4
45～49 歳	23.7	41.9	15.0	17.7

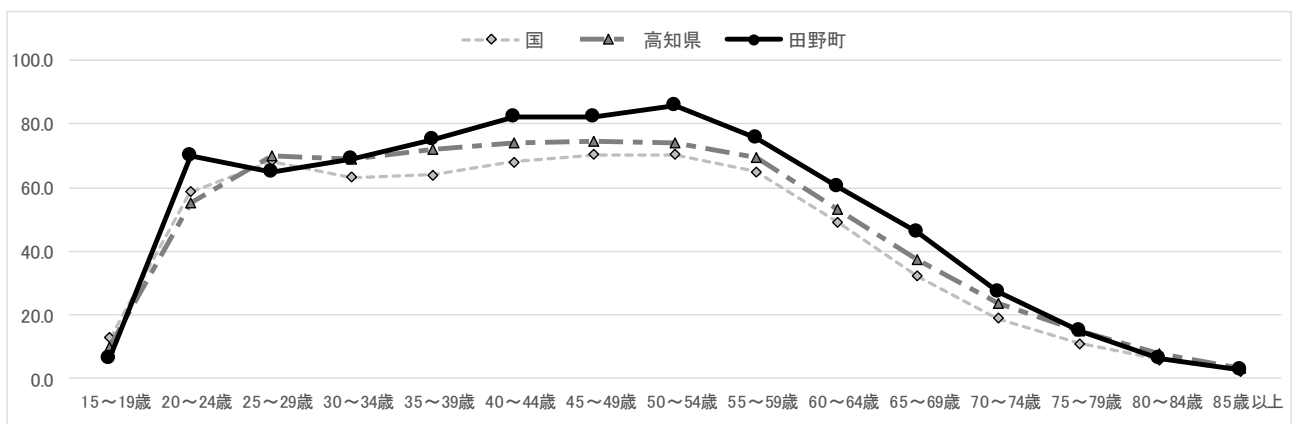
出典：平成 22 年、27 年国勢調査

4 女性の就業率

平成 22 年と比較し、女性の就業率は増加傾向となっています。
また、国及び高知県と比較し、本町における女性の就業率は高くなっています。

	国	高知県		田野町	
	平成 27 年	平成 22 年	平成 27 年	平成 22 年	平成 27 年
15～19 歳	12.9	10.5	9.7	7.0	6.1
20～24 歳	58.6	55.6	55.3	78.9	70.0
25～29 歳	68.2	66.6	69.8	72.9	64.7
30～34 歳	63.3	67.5	68.9	66.0	69.1
35～39 歳	64.1	69.2	71.8	73.8	75.0
40～44 歳	67.9	72.0	74.1	79.7	82.1
45～49 歳	70.3	75.0	74.5	88.0	82.3
50～54 歳	70.3	73.4	74.2	77.2	85.6
55～59 歳	65.0	64.5	69.6	70.5	75.5
60～64 歳	49.1	47.6	53.1	53.4	60.4
65～69 歳	32.1	31.1	37.4	37.0	46.1
70～74 歳	18.9	20.5	23.6	22.5	27.0
75～79 歳	10.9	12.9	14.8	21.1	14.8
80～84 歳	5.9	7.5	8.0	3.6	6.5
85 歳以上	2.4	2.8	3.1	5.2	2.6

出典：平成 22 年、27 年国勢調査



第4章 施策の評価と今後の展開

1 地域における子育ての支援

施策の方向性

子ども・子育て支援制度のもと、利用者の多様なニーズを十分に踏まえ、サービスの提供体制を整備していきます。

また、多様化する保護者の働き方に対応できるよう、地域の特性に応じたきめ細かな保育サービスをより一層充実していきます。

No	事業名	事業概要	担当課
1	通常保育事業	国が定める運営及び設置基準により、保育所の運営を実施し、保育を必要とする乳幼児を対象に保育を行っています。 現在待機児童は発生していませんが、保育士の確保に努めていきます。	教育委員会事務局
2	延長保育事業	短時間認定の入所児について、8時間を越えて保育を必要とする日の延長保育に対応しています。 標準時間認定と同様に捉えている保護者がいるため、保育時間が守れないケースがあるため、事業の周知に努めていきます。	教育委員会事務局
3	一時預かり保育事業	現在利用定員の制限はありますが「余裕活用型」での運用に限り実施しています。 現行の入所児と同様の保育活動となるため、保育者の負担は多くなることから事業内容の見直し等を検討していきます。	教育委員会事務局
4	幼稚園特別保育事業	田野幼稚園において教育時間を越えて保育を必要とする家庭を対象に、特別保育を実施しています。 今後も引き続き事業実施に努めていきます。	教育委員会事務局
5	放課後子ども教室推進事業	子ども達の安心・安全な居場所づくりのため、小学生を対象に月曜日から金曜日までの放課後の時間帯を活用し、地域サポーターの協力のもと、自主学習や読書、屋外・室内遊び等を行っています。 田野っ子広場サポーターの高齢化が進行していることから、新しいサポーターの確保に努めていきます。	教育委員会事務局
6	民生委員・児童委員活動	地域における身近な相談者として、高齢者宅への訪問や安否確認、地域の行事へ参加しています。また、住民からの相談窓口となり各関係機関へのつなぎ役として取り組んでいます。 住民が抱える問題も複雑になり相談を受ける委員の負担となっていることから、更なる充実を図ります。	保健福祉課

No	事業名	事業概要	担当課
7	子ども会活動事業 スポーツ少年団事業	<p>子ども会活動の拡充、また、小中学生の体力向上と健全なからだの育成を図り、明るい町づくりに寄与するため、地区単位で活動を行う子ども会や地域指導者の協力のもと活動するスポーツ少年団の育成支援を行っています。</p> <p>子ども会については、少子化の影響により、町内に子ども会のある地区が少ないことが、課題となっています。</p> <p>スポーツ少年団も同様に、部員数が減少し、現在活動中の団体は2団体のみとなり、年間を通じての部員の募集等、部員を増やす工夫が必要となっていることから更なる充実を図ります。</p>	教育委員会 事務局
8	なかよし交流館運営事業	<p>乳幼児から高齢者まで誰もが集える交流の場の拠点として、子どもの健全育成、世代間交流を通じた子育て支援等を行っています。</p> <p>今後も引き続き、交流の場の拠点となるよう事業実施に努めていきます。</p>	保健福祉課
9	子育て情報の発信	<p>子育てに関する情報を町広報誌等で提供しています。</p> <p>今後は、情報発信方法等について検討を行い広く広報できるよう努めていきます。</p>	保健福祉課
10	総合的な子どもの放課後対策の推進（新・放課後子ども総合プラン）	<p>放課後子ども教室推進事業を継続して実施していくとともに、特別な配慮を必要とする児童への対応のため、児童の発達の特徴や発達過程を理解し、一人ひとりの心身状態の把握に努めながら、個々の特性を踏まえた支援に努めていきます。</p> <p>また、保護者や地域のニーズの把握に努め、必要に応じて時間帯や曜日の協議、検討を行い、集団生活における児童同士の関わりのなかで、主体性を尊重しつつ、自主性や社会性の向上を図ります。</p>	教育委員会 事務局



2 母性並びに乳児及び幼児等の健康確保及び増進

施策の方向性

安心して出産・子育てができるよう、関係機関と連携を強化しながら、健康診査、健康相談等の母子保健事業をきめ細かく実施していくとともに、妊婦や子育て中の保護者が気軽に相談・交流できる場を提供していきます。

No	事業名	事業概要	担当課
1	母子健康手帳発行時の健康相談	<p>妊娠届出時に妊婦と面接し、妊婦アンケートの内容に沿って聞き取りや現在の体調や生活状況についてお伺いし、保健指導等を行っています。</p> <p>妊娠届出時に保健師が不在であり、面接ができなかった場合、仕事している妊婦との面接が妊娠初期にできない場合もあることから、相談体制について検討を行っています。</p>	中芸広域連合保健福祉課
2	妊婦一般健康診査	<p>妊婦の健康保持・増進のため、母子手帳交付時に妊婦一般健康診査受診票 14 回分と乳児一般健康診査受診票 2 回分を交付しています。</p> <p>今後も引き続き、事業実施に努めていきます。</p>	中芸広域連合保健福祉課
3	妊産婦訪問事業 新生児訪問事業	<p>出生後新生児期（1 か月以内）に訪問し、児の体重測定等、成長発達の確認や母の身体状態、育児状況の確認を行っています。</p> <p>訪問時は相談支援事業所（ぷらうらんど）の職員と同行し、抱っこ仕方や寝かしつけの工夫等の助言をもらっています。</p> <p>今後も引き続き、事業実施に努めていきます。</p>	中芸広域連合保健福祉課
4	乳幼児健康診査事業	<p>4 か月、6・7 か月、10 か月、12 か月の乳幼児を対象に、身体測定・問診・観察・診察等を行い、心身、運動、言語の発達確認を行うとともに、歯科指導や栄養指導を行っています。</p> <p>今後も引き続き、事業実施に努めていきます。</p>	中芸広域連合保健福祉課
5	1歳6か月・3歳児健康診査事業	<p>1歳10か月及び3歳6か月の幼児を対象に身体測定・問診・医師による診察のほか、歯科健診、歯科指導、栄養指導を行っています。</p> <p>必要に応じて発達相談等を行い発達支援、子育て支援を継続的に行っていきます。</p>	中芸広域連合保健福祉課
6	歯科指導事業	<p>乳幼児健康診査や1歳6か月、3歳児健康診査の際に、集団（4か月健診のみ）及び個別にて歯科衛生士からの相談や指導を実施しています。今後も引き続き、事業実施に努めていきます。</p>	中芸広域連合保健福祉課

No	事業名	事業概要	担当課
7	母子相談事業	<p>新生児訪問や乳児訪問、妊婦との面接等の際に、育児や児の成長・発達、母の体調の確認を行い、随時対応しています。</p> <p>今後も引き続き、事業実施に努めていきます。</p>	中芸広域連合保健福祉課
8	栄養士による食指導	<p>乳幼児健康診査や1歳6か月、3歳児健康診査の際に、集団（4か月健診のみ）及び個別にて離乳食や幼児食等の食に関する相談・指導を実施するとともに、必要に応じて妊婦への栄養指導も行っています。</p> <p>今後も引き続き、事業実施に努めていきます。</p>	中芸広域連合保健福祉課
9	休日当番・救急医療確保	<p>今後も引き続き、医療機関と連携し、救急医療に対する需要にあわせ、休日夜間の初期救急医療体制の充実強化に努めていきます。</p>	中芸広域連合保健福祉課



3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

施策の方向性

児童・生徒の確かな学力、豊かな人間性、たくましく生きるための健康・体力をバランスよく育むために、創意工夫を生かした教育活動を展開していきます。

また、いじめ、少年非行等の問題行動や不登校に対応するために、専門的な相談体制の強化や、学校、家庭、地域及び関係機関との連携の強化に努めていきます。

No	事業名	事業概要	担当課
1	総合的な学習の時間等における地域人材等の活用	<p>学校・家庭・地域が一体となって地域ぐるみで子どもを育てる体制をつくり、学校教育を一層充実させるとともに、地域の教育力の向上を図っています。</p> <p>子ども達の見守り機能を更に発揮するため、主体的に地域の子どもの育ちに関わっていただくことが必要であることから、より多く、より幅広い層の地域住民や団体等の連携を図っていきます。</p>	教育委員会事務局
2	教育センター事業の充実	<p>いじめや不登校、問題行動の防止に向けた活動等、子ども達にとっての「心の相談場所」としての機能も担い学校及び関係機関との連携のもと、保護者も含めた相談体制の充実を図っています。</p> <p>今後も引き続き、園児、児童・生徒の実態把握や情報及び意見交換を行い、関係機関との連携を図り、相談体制の充実に努めていきます。</p>	教育委員会事務局
3	道徳教育の充実	<p>地域や家庭との連携を通し、全教育課程を通じて「豊かな心の育成」に努め、自己有用感、自己存在感を高める取り組みを行っています。</p> <p>平成 31 年度当初に行った道徳意識調査では、学年が上がるにつれて自尊感情が低くなる傾向がみられたことから、取り組み内容の検討を行い、充実を図っていきます。</p>	教育委員会事務局
4	生徒指導の充実	<p>子ども達の理解に基づいて各々の存在感を高めることを目的に積極的に行う生徒指導の機能を生かして、一人ひとりの自己実現が図られる指導の充実に努めています。</p> <p>今後も引き続き、生徒指導の充実に努めていきます。</p>	教育委員会事務局

No	事業名	事業概要	担当課
5	家庭・地域力の向上	<p>幼稚園・小学校・中学校のPTA等と連携して、「子育て」「人権」等に関する講演会等を開催することで、各家庭での課題解決に向けた学習機会を提供し、家庭教育力の向上を図っています。</p> <p>また、幼稚園児、小学生の父親を核としたオヤジの会（田野町親児共育楽部）を中心に、父親から家庭教育力の底上げを図る取り組みを行い、家事・育児にも率先して協力し頼れる夫・父親を目指し、活動を行っています。</p> <p>現状イベント等を実施しても、参加者が少ない状況であることから、活動の周知に努めるとともに、家庭・地域力の向上に努めていきます。</p>	教育委員会 事務局

4 子育てを支援する生活環境等の整備

施策の方向性

ひとり親家庭の親と子が安心して暮らしていけるよう、精神的、経済的な支援に関する情報提供や相談体制を充実させます。また、経済的に困窮し、支援を必要としている家庭に対し、各種手当等の経済的支援を行うとともに、保護者や子どもの生活支援、保護者の就労支援等、側面的な支援の充実を図ります。

No	事業名	事業概要	担当課
1	すこやか定住促進祝金	<p>田野町の住民基本台帳に登載され、かつ、1年以上居住し、引き続き田野町に定住する意思のある方又は居住が1年未満であっても、引き続き田野町に定住することが明らかであると町長が認める方を対象に支給を行っています。</p> <p>①出産祝金支給事業（100,000円） 出生した子が現に2人以上いる場合において3人以上出産したとき、当該3人目以上から支給。</p> <p>②育児奨励金支給事業（月額10,000円） 3人目以上の子どもが産後から就学する前年度末まで支給。</p> <p>③学校給食支援金支給事業 出生した子が現に3人以上いる場合でかつ当該3人目以上の子どもが本町の義務教育を受けているとき、当該3人目から支給。</p> <p>妊娠届等により該当世帯を把握し、出生届提出時に対象者に申請案内を行っています。 今後も引き続き、事業実施に努めていきます。</p>	保健福祉課

No	事業名	事業概要	担当課
2	福祉医療費助成事業	<p>15歳に達する日以降における最初の3月末までの子どもを対象に、保険診療の範囲内で保険者負担額を除いた医療費の自己負担額を助成しています。</p> <p>令和元年度より、新たな台帳管理システムを導入し、住民基本台帳と連動した管理を行うことにより、より正確な対象者の抽出及び管理を行い、申請勧奨を行っています。</p> <p>制度の内容や申請方法等を町広報誌やホームページを活用し、周知を図ります。</p>	保健福祉課
3	ひとり親家庭医療費助成事業	<p>18歳到達後最初の3月末までの児童を養育しているひとり親家庭に対して、保険診療の範囲内で保険者負担額を除いた医療費の自己負担額を助成しています。</p> <p>今後も継続して事業を行うとともに、制度の内容や申請方法について広報誌や町ホームページを活用し、周知を図ります。</p>	保健福祉課
4	公園及び遊園地整備	<p>健康づくり、憩いの場、健康福祉の増進に資するため町内3か所（二十三土公園、中央児童遊園、淌涛児童遊園）の公園及び児童遊園地の環境整備を行っています。</p> <p>河川や海岸付近に設置されており、津波等の危険性が伴うことから、令和元年度中に、中央児童遊園に遊具の追加等を行うとともに、上ノ岡地区に児童遊園を新設し、更なる充実を図ります。</p>	保健福祉課 まちづくり 推進課



5 職業生活と家庭生活との両立の推進

施策の方向性

性別や年齢に関わりなく、個人の置かれた状況に応じて多様で柔軟な働き方ができる社会の実現を目指し、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の周知・啓発に努めていきます。また、企業に対し、従業員の仕事と子育ての両立のための雇用環境や就労条件を整備する取り組みを支援します。

No	事業名	事業概要	担当課
1	男女共同参画意識の啓発	国、県、関係機関等と連携を図り、啓発ポスターの掲示や窓口に周知チラシ等を設置し、広報を行っています。 今後も引き続き、事業実施に努めていきます。	保健福祉課
2	仕事と子育ての両立の推進	仕事と子育ての両立を支援するため、一定のニーズを把握していますが、企業等との連携までには至っていない現状です。 今後も引き続き、多様な保育需要に応じた保育サービスの実施を検討し、働きやすい環境の提供に努めていきます。	教育委員会

6 子ども等の安全の確保

施策の方向性

妊産婦、乳幼児連れの方等への子育て支援だけでなく、高齢者、障がいのある人等を含めたすべての人が安心して外出できるよう、暮らしやすい環境づくりに努めていきます。

また、子どもや子育て家庭を災害や犯罪、事故等から守るため、災害対策や防犯体制の整備、交通事故対策等に、地域と協力して取り組みます。

No	事業名	事業概要	担当課
1	交通安全教室	警察署、交通安全指導員の協力のもと、交通ルールについての説明や校外にて歩行者としての交通ルールの学習、校庭にて実際に自転車を運転し交通ルールの学習等を実施しています。 現在、交通安全教室は小学校低学年のみにしか実施しておらず、進級するにつれ、交通ルールを守る意識が薄れがちになることから、今後は高学年を対象とした交通安全教室の開催も検討していきます。	総務課

No	事業名	事業概要	担当課
2	街頭啓発活動	春、秋、年末年始の交通安全週間、田野町交通安全の日（毎月15日）に事業所、議員、役場職員等の協力により、町内の主要な交差点にて街頭指導を実施しています。 今後も引き続き、交通安全に努めていきます。	総務課
3	安芸地区地域安全協会への支援	管内各市町村で、全国交通安全運動の啓発、自転車マナーアップキャンペーン、高齢者訪問活動等を実施しています。 今後も引き続き、地域の実態に即した交通安全、防犯活動に努めていきます。	総務課
4	青少年育成町民会議の活動支援	非行・被害防止のため、小学生との集団下校や夏休み夜間パトロール等、子どもの防犯活動の実施や講演会等を実施しています。 今後も引き続き、非行・被害防止や防犯活動の充実を図ります。	保健福祉課 教育委員会 事務局

7 要保護児童等への対応等、きめ細やかな取り組みの推進

施策の方向性

子育てや教育について、身近なところで相談しやすい環境を整備するとともに、専門性の高い相談や深刻な相談にも対応できる相談体制及び情報提供の充実を図ります。

No	事業名	事業概要	担当課
1	要保護児童対策地域協議会を中心としたネットワークの醸成（児童虐待防止対策・社会的養育）	行政や教育機関、警察署や児童相談所等関係機関により構成されており、代表者会、実務者会、個別ケース会を行うことで、要保護児童等について、関係部署・各機関との情報共有や連携を図っています。 今後も引き続き、関係機関との適切な連携により虐待等の早期発見・早期対応を行っていきます。	保健福祉課
2	母子家庭等の自立支援の推進	ひとり親家庭へのパンフレットを役場庁舎内に設置し、離婚届の提出時や該当者の転入時に配布を行うとともに、児童扶養手当等の手続案内を行うとともに、都度各担当課へ情報共有を行っていきます。 転入時は、本人の申出により、該当者を把握することになるので、手続案内が遅れることがあるため、今後も引き続き、ひとり親家庭等に対する相談指導體制の充実や児童扶養手当等の情報提供、保育所入所の相談等、社会的自立に必要な情報の提供を行っていきます。	保健福祉課

No	事業名	事業概要	担当課
3	障がいがある子どもへの支援の充実	障がいのある子ども、又は障がいが疑われる子どもが、その子に合った支援が受けられるよう、個別指導や関係機関との連携に努めていきます。	保健福祉課
4	子育て中の外国人家庭への支援の充実	<p>国際化の進展に伴い、教育・保育施設において海外から帰国した幼児や外国人幼児に加え、両親が国際結婚である等、いわゆる「外国につながる幼児」が在園することもあります。</p> <p>これらの幼児の多くは、異文化における生活経験等を通して、異なる言語や生活習慣、行動様式に親しんでいるため、生活に必要な日本語の習得が困難な幼児もいると思われます。</p> <p>そのため、一人ひとりの実態を的確に把握し、指導内容や指導方法の工夫を関係機関が連携して行うとともに、幼児が安心して自己を発揮できるよう、幼稚園教諭・保育士等を対象に外国語対応支援、外国の文化・習慣・指導上の配慮等に関する研修の実施、教育・保育施設への翻訳機の貸与等について検討します。</p> <p>また、外国人保護者の社会的孤立を解消するため、外国人保護者のニーズを把握し、日本語の学習機会の提供や親同士のコミュニケーションが図れる場の確保に努めていきます。</p>	保健福祉課 教育委員会 事務局
5	虐待の予防と早期発見への取り組みの強化	関係機関との連携を密にし、虐待の予防と早期発見、適切な見守りや支援を行っていきます。	保健福祉課



8 子どもの貧困対策の推進

施策の方向性

生活の困窮という経済的な要因のみならず、家庭の教育力や地域社会の見守り機能の低下等を背景に、学力の未定着や虐待、非行、いじめ、不登校といった困難な状況に直面している子どもをなくすため、子どもが健やかに育成される環境整備を推進します。

No	事業名	事業概要	担当課
1	保育所・幼稚園等と地域等の連携	地域ぐるみで子育て支援の充実を図るため、保育所・幼稚園等を中心に、保育者や高齢者等の地域の子育て経験者や子育て世帯等が交流できる場づくりを推進します。	教育委員会
2	遊びの場づくり	放課後等における子ども達の安全・安心な遊び場である田野町放課後子ども教室「田野っ子広場」において、地域の多くの方々の参画を得て、学習習慣の定着や学ぶ意欲の向上につながる取り組みの充実を図ります。	教育委員会
3	地域全体で子どもを見守る体制づくり	地域の方々による登下校時の子ども達への声かけや交通安全指導等の取り組みの充実を図ることで、子ども達が多くの大人達に見守られながら育つ環境づくりを推進します。	教育委員会
4	専門人材・専門機関との連携強化	学校教育アドバイザー（スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー）や専門機関との連携強化に努めていきます。	教育委員会
5	少年非行の防止	「高知家の子ども見守りプラン」に基づき、関係機関と連携し、非行を未然に防ぐ「予防対策」、非行の入り口にいる子ども達を非行に向かわせない「入り口対策」、立ち直りを支援する「立ち直り対策」といった3つの対策を中心に、非行少年の防止に向けた取り組みを推進します。	教育委員会 保健福祉課
6	生活困窮者自立支援事業の推進	生活困窮者に対するセーフティネットを地域に構築する事業であり、現在、中芸地域では奈半利町社会福祉協議会に相談支援員を設置し、相談活動を行っています。 田野町社会福祉協議会は相談の窓口となっており、奈半利町社会福祉協議会（東部生活支援相談センター）と連携を図っています。 訪問相談を含め、生活保護に至る前の段階から早期支援対策の充実を図ります。	田野町社会福祉協議会

第5章 子ども・子育て支援事業計画

1 教育・保育提供区域の設定

本計画では、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設整備の状況、その他の条件を総合的に勘案して、需要の指標となる量の見込やその確保策を「教育・保育提供区域」ごとに設定することが「子ども・子育て支援法（第61条第2項）」に定められています。

教育・保育提供区域は、事業資源の配置バランス上の枠組みであり、細かく設定すれば、きめこまやかな計画になりますが、弾力的な運用がしづらいものとなります。

本町では、第一期計画と同様に、町内全域で柔軟な需給体制を確保するため、教育・保育提供区域を全町1地区と設定します。

2 子どもの人口の見通しについて

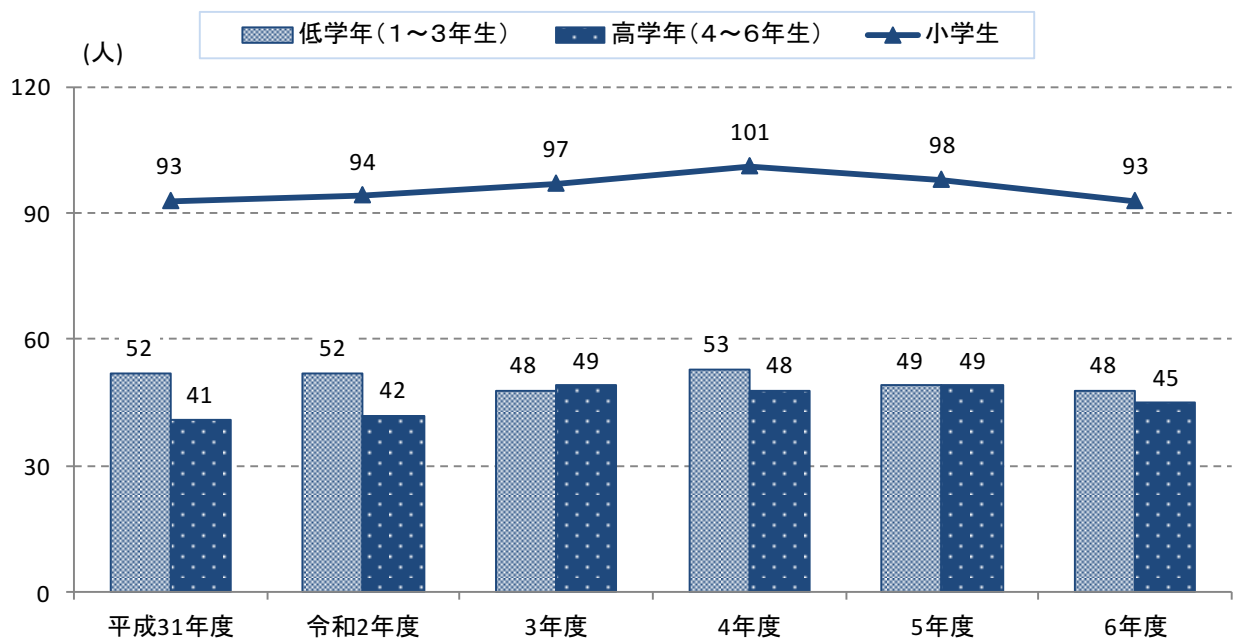
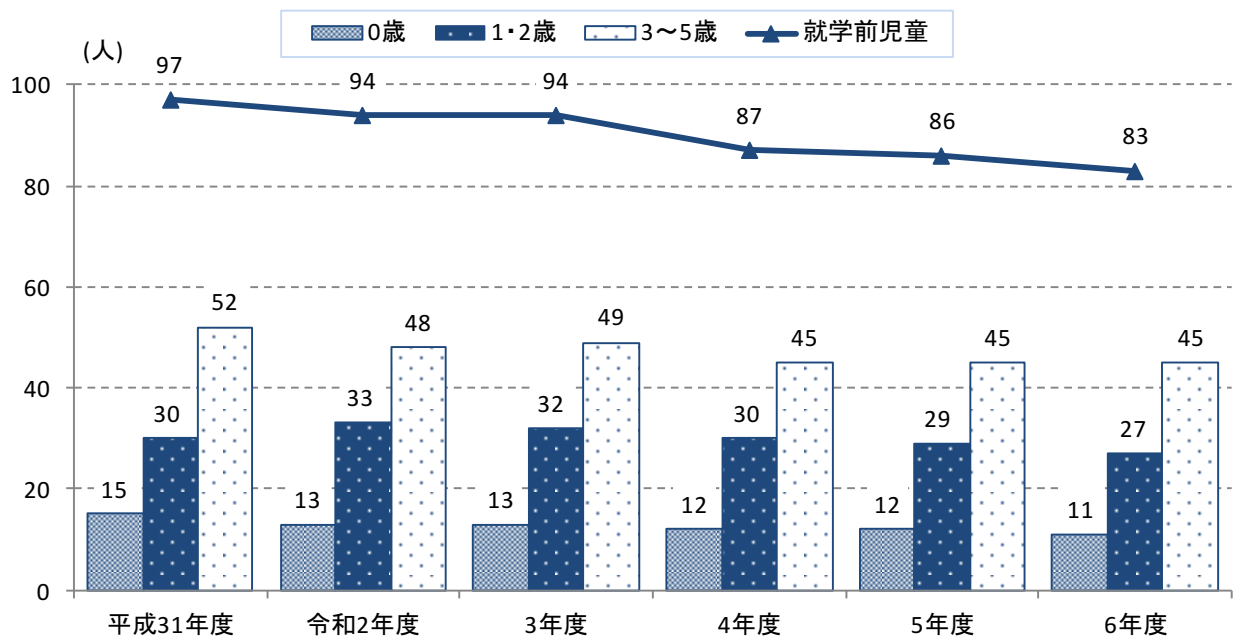
計画期間における0～11歳の子どもの人口は、過去5年（平成27年～31年、各年4月1日現在）の住民基本台帳人口に基づき、コーホート変化率法^{*}により推計を行った結果、就学前児童数は平成31年現在の97人から令和6年には83人と減少傾向が見込まれ、小学校児童数は平成31年現在の93人から令和6年には93人と横ばいで推移する見込みとなっています。

※コーホート変化率法

各コーホートについて、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。なお、ここでいう「コーホート」とは、同じ年（または同じ時期）に生まれた人々の集団のことをさします。

年齢	平成31年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
0歳	15	13	13	12	12	11
1歳	15	17	14	15	13	13
2歳	15	16	18	15	16	14
3歳	19	14	15	16	14	15
4歳	15	19	14	15	16	14
5歳	18	15	20	14	15	16
6歳	15	18	15	20	14	15
7歳	20	15	18	15	20	14
8歳	17	19	15	18	15	19
9歳	14	17	19	15	18	15
10歳	11	14	16	18	14	17
11歳	16	11	14	15	17	13

	平成31年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
就学前児童	97	94	94	87	86	83
0歳	15	13	13	12	12	11
1・2歳	30	33	32	30	29	27
3～5歳	52	48	49	45	45	45
小学生	93	94	97	101	98	93
低学年 (1～3年生)	52	52	48	53	49	48
高学年 (4～6年生)	41	42	49	48	49	45



3 教育・保育事業の推進

田野町では、認可保育所（1園）、幼稚園（1園）で教育・保育事業を実施しています。

（1）田野保育所の現状

種類	児童福祉施設保育所
名称	田野町立田野保育所
所在地	高知県安芸郡田野町 1753-7
電話番号	0887-38-2307
対象者	保育を必要とする0歳6ヶ月～年度内に3歳になる子ども ※田野町では満3歳以上（4歳になる年から）は幼稚園になります。
利用定員	0・1・2歳児総計45名
取り扱う保育事業	余裕活用型一時預かり保育事業

（2）田野幼稚園の現状

種類	幼稚園
名称	田野町立田野幼稚園
所在地	高知県安芸郡田野町 747-4
電話番号	0887-32-1151
対象者	田野町に住所があり居住している満3歳、4歳、5歳までの幼児
利用定員	110人
取り扱う保育事業	特別保育



(3) 認定こども園への移行について

本町では、津波対策として町立の田野保育所と田野幼稚園を同町赤地の高台（海拔 23 メートル）へ移転することを検討しており、現時点では令和 4 年 4 月の開園を目指しています。

また移転の際には田野保育所と田野幼稚園を統合し、「幼保連携型認定こども園^{*}」へ移行する予定となっています。

※幼保連携型認定こども園

幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、小学校就学前の子どもの教育・保育・子育て支援を一体的に提供する施設です。

(4) 量の見込みと確保方策について（幼稚園）

■実績

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
田野幼稚園(人)	53	49	53	48	52
3歳児(人)	23	13	18	15	19
4歳児(人)	15	21	14	18	15
5歳児(人)	15	15	21	15	18

■量の見込み

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み(人)	48	49	45	45	45
1号(3歳以上)	48	49	3	3	3
2号(3歳以上)	0	0	42	42	42
②確保方策(人)	110	110	75	75	75
特定教育・保育施設	110	110	75	75	75
自市町村分	110	110	0	0	0
認定こども園	0	0	75	75	75
確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
②-①	62	61	30	30	30

■提供体制の確保方策

量の見込みに対し、現在の提供体制で十分確保できる見通しとなっています。

(5) 量の見込みと確保方策について（保育所）

■実績

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
田野保育所(人)	24	35	36	32	20
0歳児(人)	4	11	9	8	1
1歳児(人)	12	11	14	11	8
2歳児(人)	8	13	13	13	11

■量の見込み

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
① 量の見込み(人)	33	33	42	41	38
3号(0歳)	9	9	12	12	11
3号(1・2歳)	24	24	30	29	27
2号(3歳以上)	0	0	0	0	0
②確保方策(人)	45	45	60	60	60
特定教育・保育施設	45	45	60	60	60
自市町村分	45	45	0	0	0
認定こども園	0	0	60	60	60
②-①	0	0	18	19	22
③推計人口(0～2歳)	46	45	42	41	38
保育利用率(①÷③)	71.7%	73.3%	100.0%	100.0%	100.0%

■提供体制の確保方策

量の見込みに対し、現在の提供体制で十分確保できる見通しとなっています。



4 地域子ども・子育て支援事業の推進

(1) 時間外保育事業（延長保育事業・特別保育事業）

延長保育事業は、短時間の入所児について、8時間を越えて保育を必要とする日の延長保育に対応しています。平成31年実績は0人となっています。

■実績

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
田野保育所	0	0	3	5	0
0歳児(人)	0	0	0	0	0
1歳児(人)	0	0	1	0	0
2歳児(人)	0	0	2	5	0

■量の見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(人)	34	34	31	30	29
0歳児(人)	12	12	11	11	10
1歳児(人)	11	11	10	9	9
2歳児(人)	11	11	10	10	10
②確保方策(人)	0	0	0	0	0
実人数(人)	0	0	0	0	0
施設数(か所)	1	1	1	1	1
②-①	△34	△34	△31	△30	△29

■提供体制の確保方策

引き続き保護者のニーズに応えることができる体制を整えていきます。

(2) 一時預かり事業

■幼稚園型

幼稚園の在園児を対象とした一時預かりについては、育児をしている保護者の勤務形態、病気、介護、妊娠、出産等、様々な理由により家庭での保育が困難な場合に限り特別保育を実施しており、平成31年度は52人中52名、在園児の100%が利用している状況です。

■実績

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
利用者数(人日/年)	7,578	5,481	8,971	8,342	-

■量の見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	7,116	7,265	6,672	6,672	6,672
1号認定(人日/年)	7,116	7,265	6,672	6,672	6,672
2号認定(人日/年)	0	0	0	0	0
②確保方策	7,116	7,265	6,672	6,672	6,672
延人数(人日/年)	7,116	7,265	6,672	6,672	6,672
施設数(か所)	1	1	1	1	1
②-①	0	0	0	0	0

■提供体制の確保方策

量の見込みに対し、既存の体制で確保できる見込みとなっています。
量の見込みは減少傾向で推移する見込みとなっていますが、引き続き保護者のニーズに応えることができる体制を整えていきます。

■幼稚園型以外

保育所未入所の2歳児以下の低年齢児を対象とした保育所の一時預かりについて、入所定員に余裕がある場合のみ受け入れを行う、余裕活用型の一時的預かりを実施しており平成30年度は延べ234名の利用がありました。

■実績

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
幼稚園型以外(人日/年)	0	47	0	234	-

■量の見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(人日/年)	224	219	205	200	185
②確保方策(人日/年)	224	219	205	200	185
延人数(人日)	224	219	205	200	185
施設数(か所)	1	1	1	1	1
②-①	0	0	0	0	0

■提供体制の確保方策

量の見込みに対し、既存の体制で確保できる見込みとなっています。
量の見込みは減少傾向で推移する見込みとなっていますが、引き続き保護者のニーズに応えることができる体制を整えていきます。



(3) 病児・病後児保育事業

保育所等に入所中の児童が病気の回復期（いまだ病気の回復に至らない状態を含む）にあるため、保育所等での集団保育が困難な状態にあり、かつ、保護者がやむを得ない事由のため家庭で保育ができない状況にある場合において、一時的に施設で預かり、保育を行う事業となりますが、本町では実施しておりません。

■量の見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(人日/年)	379	379	351	347	335
②確保方策	0	0	0	0	0
病児保育事業	0	0	0	0	0
病児・病後児対応型					
延べ人数	0	0	0	0	0
施設数	0	0	0	0	0
体調不良児対応型					
延べ人数	0	0	0	0	0
施設数	0	0	0	0	0
非施設型(訪問型)					
延べ人数	0	0	0	0	0
施設数	0	0	0	0	0
ファミサポ(病児・緊急対応)	0	0	0	0	0
②-①	△379	△379	△351	△347	△335

■提供体制の確保方策

町内の医療機関と連携し、早期の実施に向けた検討を行っていくとともに、引き続き、アンケート調査等から、地域のニーズを注視していきます。

(4) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業となりますが、本町では実施しておりません。

■量の見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(人日)	7	7	8	7	7
②確保方策	0	0	0	0	0
②-①	△7	△7	△8	△7	△7

■提供体制の確保方策

今後も引き続き、アンケート調査等から、地域のニーズを注視していきます。

(5) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

ショートステイとは、保護者が、疾病・疲労等身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設等保護を適切に行うことができる施設において養育・保護を行う（原則として7日以内）事業となります。

また、トワイライトステイとは、保護者が、仕事その他の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり児童の療育が困難となった場合等、緊急の場合に児童養護施設等保護を適切に行うことができる施設において児童を預かる事業となります。

いずれも本町では実施しておりません。

■量の見込み（ショートステイ・トワイライトステイ）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(人日)	0	0	0	0	0
②確保方策	延べ人数	0	0	0	0
	施設数	0	0	0	0
②-①	0	0	0	0	0

■提供体制の確保方策

国の示した計算式により令和6年度のニーズ量を算出すると0人日とニーズはありませんが、児童虐待相談等から保護者の育児疲れや育児不安等の事由により、本事業の活用が想定されることから随時検討していきます。

(6) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに関係機関との連絡調整等を実施する事業で、保育所では月1～2回、ちびっこ広場を実施しており、保育所で遊んでいる姿を保護者に見てもらい、見学の際に疑問に思ったことや子育てについての相談にのっています。平成30年度の実績は開催月数11か月、延べ15人（利用率31.3%）の利用がありました。また、この他にも中芸広域連合でも実施しています。

■量の見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(か所)	1	1	1	1	1
②確保方策(か所)	1	1	1	1	1
地域子育て支援拠点事業	1	1	1	1	1
その他	0	0	0	0	0
②-①	0	0	0	0	0

■提供体制の確保方策

量の見込みに対し、既存の体制で確保できる見込みとなっています。
 今後も引き続き保護者のニーズに応えることができる体制を整えていきます。

(7) 放課後児童健全育成事業

本町では放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）は実施していませんが、小学校に通う留守番家庭児童を対象とした放課後の居場所を確保するため、田野町放課後子ども教室「田野っ子広場」を月曜日から金曜日までの放課後の時間帯を活用し、空き教室等で実施しております。教室では地域サポーターの協力をいただき、自主学習や室内遊び、校庭での遊びの見守りを行っています。

(8) 利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報の提供や、必要に応じて相談・助言を行うとともに関係機関との連絡調整を実施する事業になります。

田野町では、施設利用については0～2歳まで保育所、3～5歳が幼稚園というように、年齢によって入所場所が決まっており、教育委員会の窓口でそれらの相談に応じています。平成30年度は途中入所等の相談が7件ありました。

■量の見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保方策(か所)	2	2	2	2	2
利用者支援事業	2	2	2	2	2
基本型	1	1	1	1	1
特定型	0	0	0	0	0
母子保健型	1	1	1	1	1
その他	0	0	0	0	0

■提供体制の確保方策

量の見込みに対し、既存の体制で確保できる見込みとなっています。

今後も引き続き保護者のニーズに応えることができる体制を整えていきます。

このほか、母子保健型として令和2年度より母子保健コーディネーターを配置し、田野町保健センター内に「子育て世代包括支援センター」を開設します。

子育て世代包括支援センターは、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々なニーズに対して、切れ目のない支援を提供します。

また、中芸広域連合をはじめ関係機関と連携しながら情報提供、相談等必要な支援を行っていきます。

(9) 乳児家庭全戸訪問事業

4か月未満の乳児のいる全ての家庭へ保健師等が個別に訪問を行っています。新生児期には「相談支援事業所ぷらうらんど」と一緒に同伴訪問を行い、早期からの相談体制の充実や子育て支援を行っています。

平成30年度の訪問実績は13人の家庭について訪問を行いました。

■実績

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
利用者数(人)	15	14	12	13	—

■量の見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人)	11	11	10	10	9

■提供体制の確保方策

量の見込みに対し、既存の体制で確保できる見込みとなっています。
引き続き、ニーズに応えることのできる体制を整えていきます。

(10) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して保健師等が訪問し、保護者の育児援助や相談支援を行っています。

■量の見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(件)	0	0	0	0	0

■提供体制の確保方策

平成30年度は対象家庭がいなかったことから、実績は0件となっています。
第2期計画の量の見込みは0件としますが、随時対応していきます。

(11) 妊婦健診

妊婦の健康の保持・増進を図るための健康診査として妊娠週数に応じた問診や診察等による健康状態の把握と、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業となっています。

妊娠届け書に基づいて妊婦に対して母子健康手帳と一緒に14回分の妊婦健康診査受診票を送付し、県内の妊婦健診受託医療機関において、契約している検査項目を無料で受けることができます。（里帰り妊婦には償還払いで対応）

平成30年度の実績は平成31年の1月診療分までに、妊娠届出件数18件に対して197回となっております。

■実績

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
利用者数(人回)	265	173	180	197	—

■量の見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人回)	160	160	148	148	135

■提供体制の確保方策

量の見込みに対し、既存の体制で確保できる見込みとなっています。
量の見込みは減少傾向で推移する見込みとなっていますが、引き続き全ての妊婦が健診を受けられる体制を整えていきます。



(12) 実費徴収に係る補助給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業となりますが、本町では実施しておりません。

■提供体制の確保方策

事業の導入については、国や県及び近隣の市町村の動向を踏まえるとともに、町民ニーズ等を把握しながら検討します。

(13) 多様な主体の参入促進事業

地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設等の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受け入れ体制を構築することで、良質かつ適切な教育保育等の提供体制の確保を図る事業となりますが、本町では実施しておりません。

■提供体制の確保方策

幼保連携型認定こども園への移行に向けて、関係機関等との連携を図り、更なる教育・保育ニーズの確保に努めていきます。

5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年10月の幼児教育・保育の無償化における「子育てのための施設等利用給付制度」において、施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、給付方法の検討を行うとともに、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使について、高知県と連携した対応を行うなど、円滑な実施の確保に向けた取り組みが重要となっています。

このことを踏まえ、本町では、子育てのための施設等利用給付の給付申請については、保護者の利便性や過誤請求・支払の防止等を考慮し、各利用施設において取りまとめを依頼するとともに、保護者への支払は年4回以上となるよう、施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保に取り組むこととしています。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督等については、高知県に対し、施設等の所在、運営状況、監査状況等の情報提供、立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導等の協力を要請することができることを踏まえ、高知県との連携や情報共有を図りながら、適切な取り組みを進めていきます。

6 「新・放課後子ども総合プラン」に基づく取り組みの推進

共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、地域の方々の参画を得て、学習や様々な体験・活動などを行う事業（田野町放課後子ども教室「田野っ子広場」）を実施しています。

今後も小学生の放課後の居場所として田野町放課後子ども教室「田野っ子広場」の実施を継続していきます。

(1) 放課後子ども教室「田野っ子広場」

小学校に通う留守番家庭児童を対象とした放課後の居場所を確保するため、田野町放課後子ども教室「田野っ子広場」を実施しています。

今後も引き続き保護者のニーズに応えることができる体制を整えていきます。

■実績

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
利用者数(人日)	55	62	59	72	57
1年生(人日)	11	12	17	20	11
2年生(人日)	11	10	8	16	16
3年生(人日)	11	10	8	9	12
4年生(人日)	9	11	13	8	7
5年生(人日)	7	11	10	9	7
6年生(人日)	6	8	3	10	4

■量の見込み

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み(人日)	62	62	66	63	59
1年生(人日)	16	13	18	12	13
2年生(人日)	11	13	11	15	10
3年生(人日)	12	10	12	10	12
4年生(人日)	11	12	9	11	9
5年生(人日)	8	9	10	8	10
6年生(人日)	4	5	6	7	5
②確保方策(人日)	62	62	66	63	59
登録児童数(人)	62	62	66	63	59
施設数(か所)	1	1	1	1	1
②-①	0	0	0	0	0

(2) 小学校の余裕教室等の活動について

余裕教室等の使用計画や活用状況等について、保健福祉課と教育委員会が連携を図り、余裕教室の活用のほか、学校施設の一時的な利用等について検討を行っていきます。

(3) 特別な配慮を必要とする児童への対応について

児童の発達の特徴や発達過程を理解し、一人ひとりの心身状態の把握に努めながら、個々の特性を踏まえた支援に努めていきます。

(4) 開所時間の延長に係る取り組みの検討

ニーズの把握に努め、必要に応じて開所時間延長に向けた協議、検討を行っていきます。



7 幼児期の学校教育・保育の一体的な提供及び推進方策

幼児期の学校教育・保育の一体的な提供の推進においては、市民のニーズを最優先に鑑みて、各施設の老朽化や耐震化、津波対策の必要性等の課題も踏まえながら、教育・保育機能の充実といった視点から取り組んでいます。

特に幼児期のうち、概ね満3歳以上の時期は、その後の生活や学びの基礎となる重要な時期であり、子ども達に質の高い教育・保育の提供を行うとともに、保護者や地域の子育て力の向上に向けた支援を実施するため、「幼保連携型認定こども園」（令和4年4月開園予定）で教育・保育の一体的な運営の更なる推進を図ります。

（1）認定こども園の普及

津波対策として町立の田野保育所と田野幼稚園を同町赤地の高台（海拔23メートル）へ移転することを検討しており、現時点では田野保育所と田野幼稚園を統合し、「幼保連携型認定こども園」の開園（令和4年4月）を目指しています。

認定こども園への移行については、保護者及び地域のニーズや状況等を踏まえ、正しい情報の提供等、適切な支援に努めていきます。

（2）幼稚園教諭と保育士の合同研修に対する支援

保育教諭と幼稚園教諭、保育士が学校教育・保育の共通理解を図ることができるよう、合同研修や研究活動等を推進します。

（3）教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の推進

教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の推進にあたっては、その量の確保と同時に、質の向上が図られるよう、適切な指導及び助言等を行っていきます。

（4）幼稚園及び保育所と小学校等との連携

意見交換会や合同研修会、授業参観等を通じて相互理解を深めるとともに、子ども同士の行事等での交流も進め、幼保小の連携・協力を積極的に推進します。

（5）教育・保育の質の向上

各種研修会等に積極的に参加し、教育・保育の充実と職員のさらなる資質向上に努めていきます。

第6章 計画の推進

1 計画の推進体制

本計画の推進にあたって、町内関係機関と連携して横断的な施策に取り組むとともに、保育所・幼稚園等子ども・子育て支援事業者、学校、企業、町民と連携して、多くの方の意見を取り入れながら取り組みを広げていきます。

また、社会情勢の急速な変化にも柔軟に対応し、事業に的確に反映してきます。

2 計画の周知

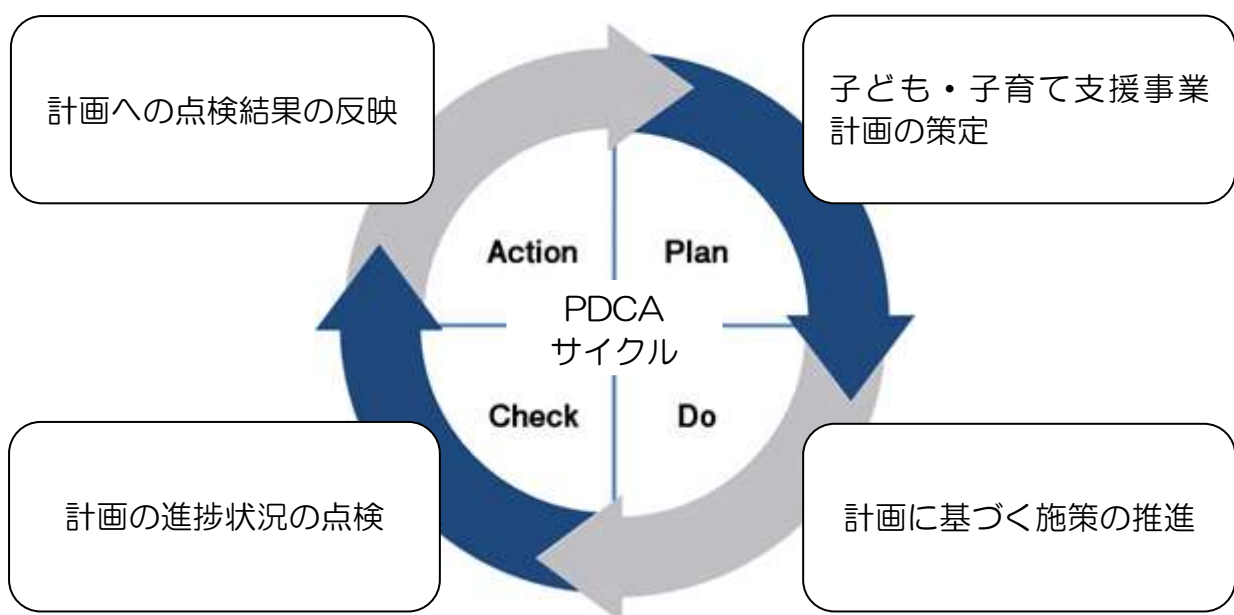
社会全体で子育て支援に取り組んでいくという本計画の理解と協力を、保護者をはじめ広く地域住民の方々から得るため、町ホームページや「広報たの」等を活用し、取り組みや事業内容の周知に努めていきます。

また、子ども自身の主体的な参画を得るためにも、保育所・幼稚園、学校等の関係機関と連携して計画の周知に努めていきます。

3 進捗状況の管理

本計画（Plan）が実効のあるものにするためには、計画に基づく取り組み（Do）の達成状況を継続的に把握・評価（Check）し、その結果を踏まえた計画の改善（Action）を図るといった、PDCA サイクルによる適切な進行管理が重要となります。

子ども・子育て支援の推進においては、柔軟で総合的な取り組みが必要であることから、この取り組みを評価するため、利用者の視点に立った指標を設定し、点検及び評価を各年度で行い、施策の改善につなげていきます。



資料編

1 子ども・子育て支援ニーズ調査結果

本町における教育・保育事業や子育て支援事業の利用状況や希望を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的に実施しました。

調査対象	平成 31 年 3 月 1 日現在、町内に在住する次の児童の保護者 ・就学前児童(0～5 歳)の保護者 ・小学生(小学 1～5 年生)の保護者
調査方法	①学校・保育所・幼稚園を通しての配布回収 ②一部の就学前児童については郵送による配布回収
調査期間	平成 31 年 3 月 6 日～平成 31 年 3 月 19 日

調査対象	対象者数(配布数)	有効回収数	有効回収率
就学前児童の保護者	77 件	58 件	75.3%
小学生の保護者	56 件	48 件	85.7%

【年齢別有効回答数】

調査対象	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	無回答
就学前児童の保護者	14 件	13 件	13 件	21 件	13 件	21 件	0 件
	24.1%	22.4%	22.4%	36.2%	22.4%	36.2%	0.0%

【年齢別有効回答数】

調査対象	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	無回答
小学生の保護者	14 件	16 件	11 件	8 件	15 件	0 件
	29.2%	33.3%	22.9%	16.7%	31.3%	0.0%

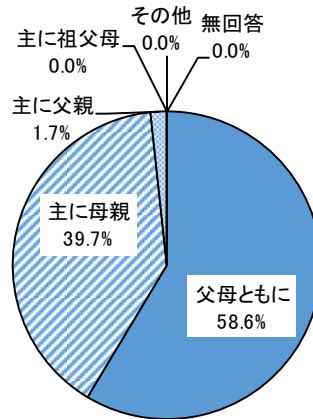
※調査結果について

回答は、各質問の回答者数(N)を基数とした百分率(%)で示してある。小数点第2位を四捨五入しているため、比率の合計が 100.0%を前後する場合がある。

また、複数回答を求めた質問では、回答比率の合計が 100.0%を超える場合がある。

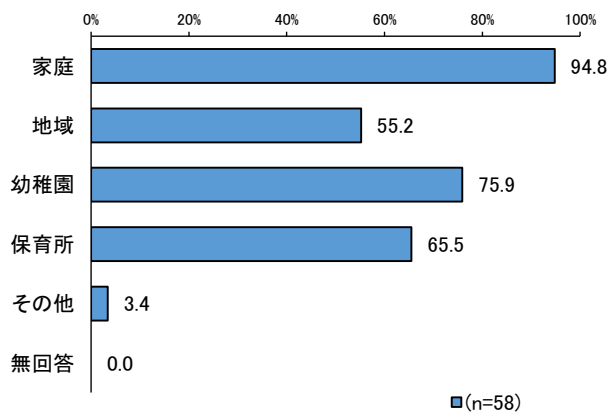
(1) 就学前児童保護者調査の結果

問4 お子さんの子育て（教育を含む）を主に行っているのはどなたですか。お子さんからみた関係でお答えください。（○は1つ）



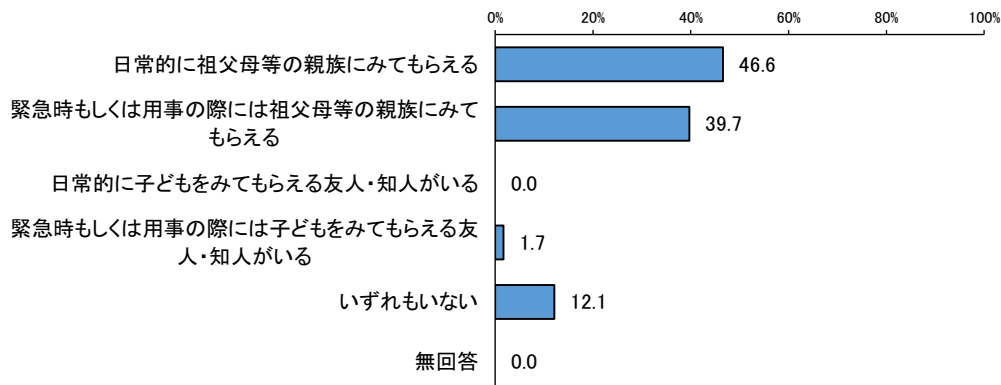
(n=58)

問5 お子さんの子育て（教育を含む）に、影響すると思われる環境についてお答えください。（○はいくつでも）



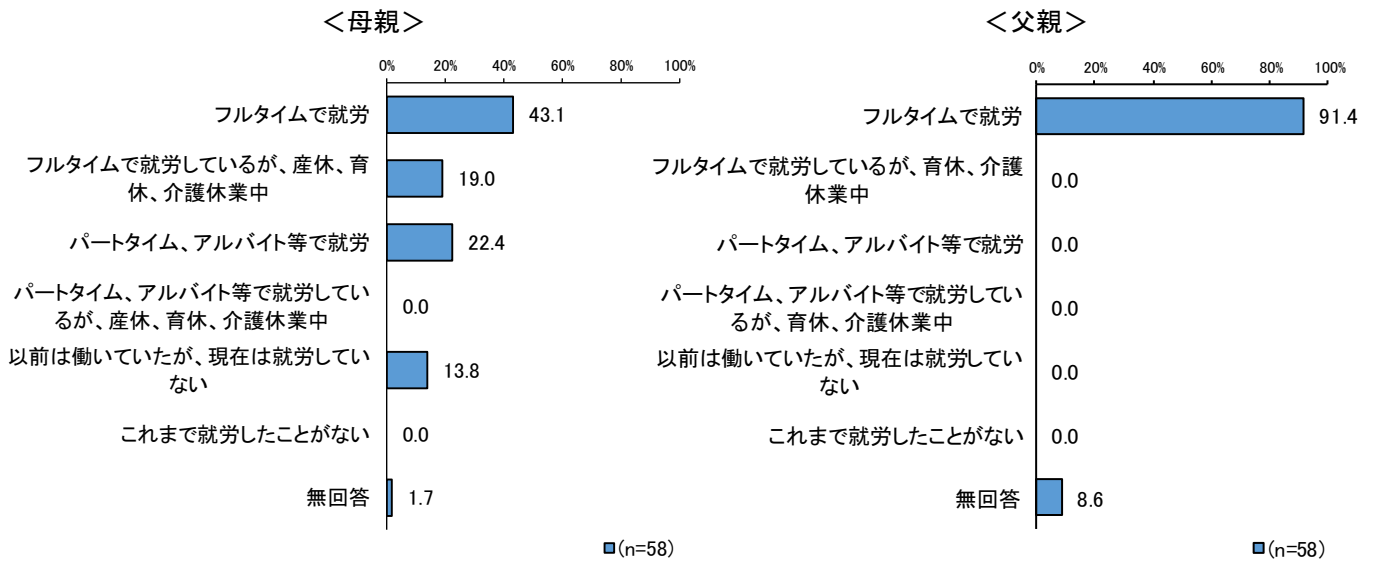
■(n=58)

問6 日頃、お子さんを見てもらえる親族・知人はいますか。（○は1つ）

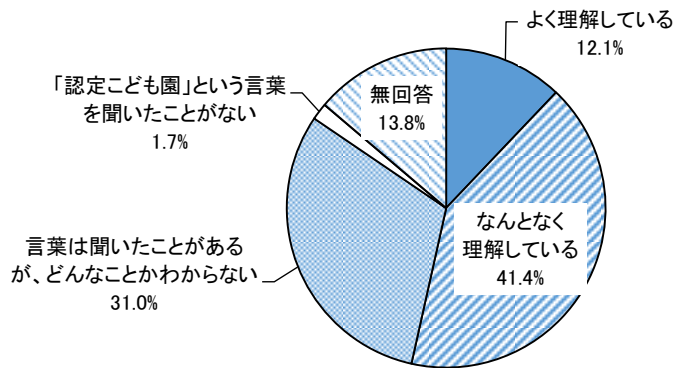


■(n=58)

問8 母親の就労状況は次のどれですか。(○は1つ)
 問9 父親の就労状況は次のどれですか。(○は1つ)

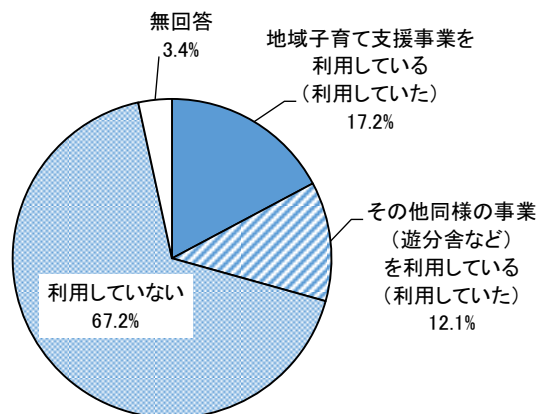


問13 あなたは「認定こども園」について、どの程度知っていますか。(○は1つ)



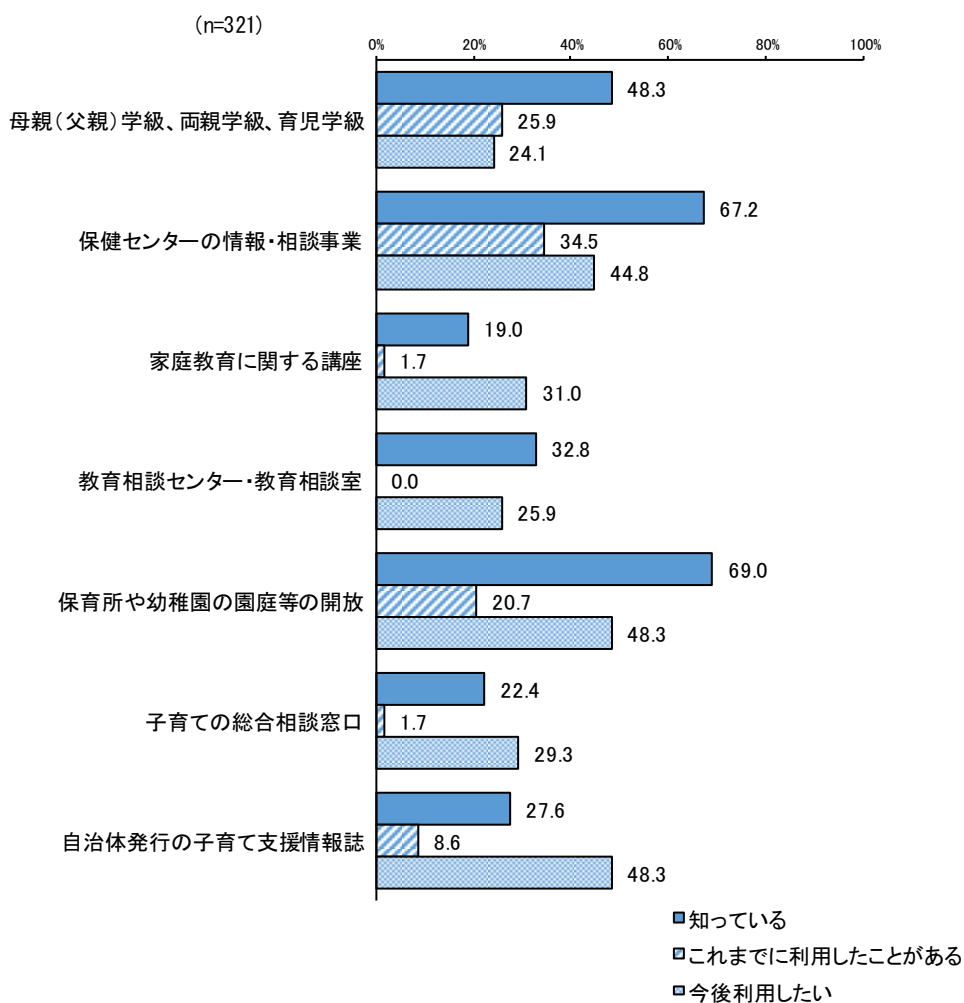
(n=58)

問16 お子さんは、現在、地域子育て支援拠点事業（親子が集まって過ごしたり、相談したり、情報提供を受けたりする場で、「子育て広場」、「ちびっこ広場」があります）等を利用していますか。



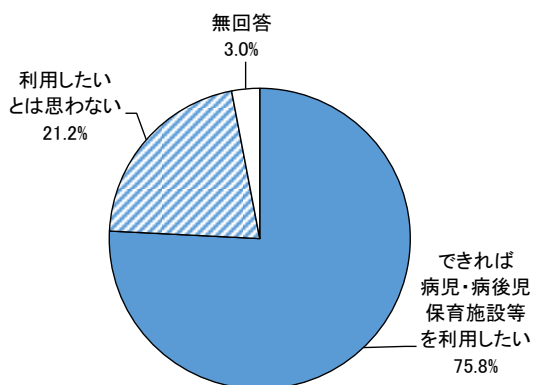
(n=58)

問18 下記の事業でしているものや、これまでに利用したことがあるもの、今後利用したいと思うものをお答えください



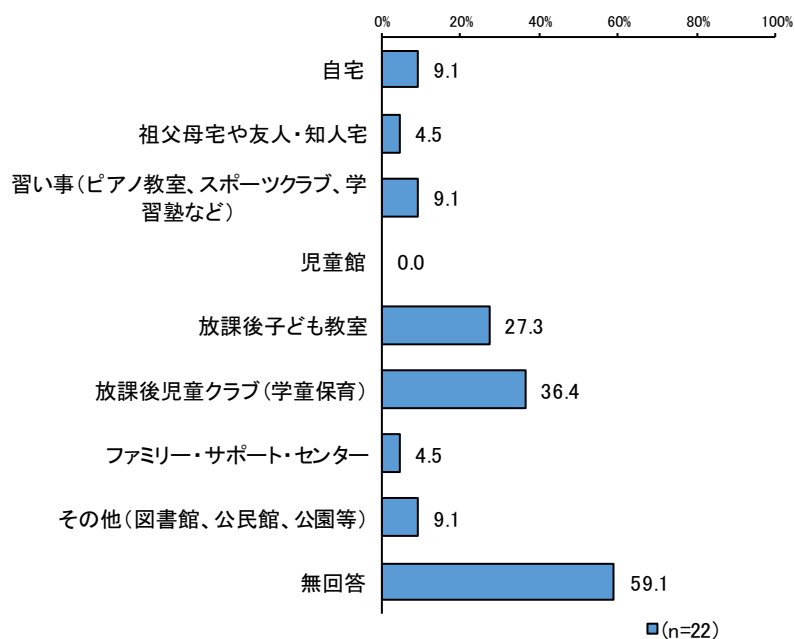
問19-1で「1」または「2」に○をつけた方にうかがいます。

問19-2 その際、「できれば病児・病後児のための保育施設等を利用したい」と思われましたか。



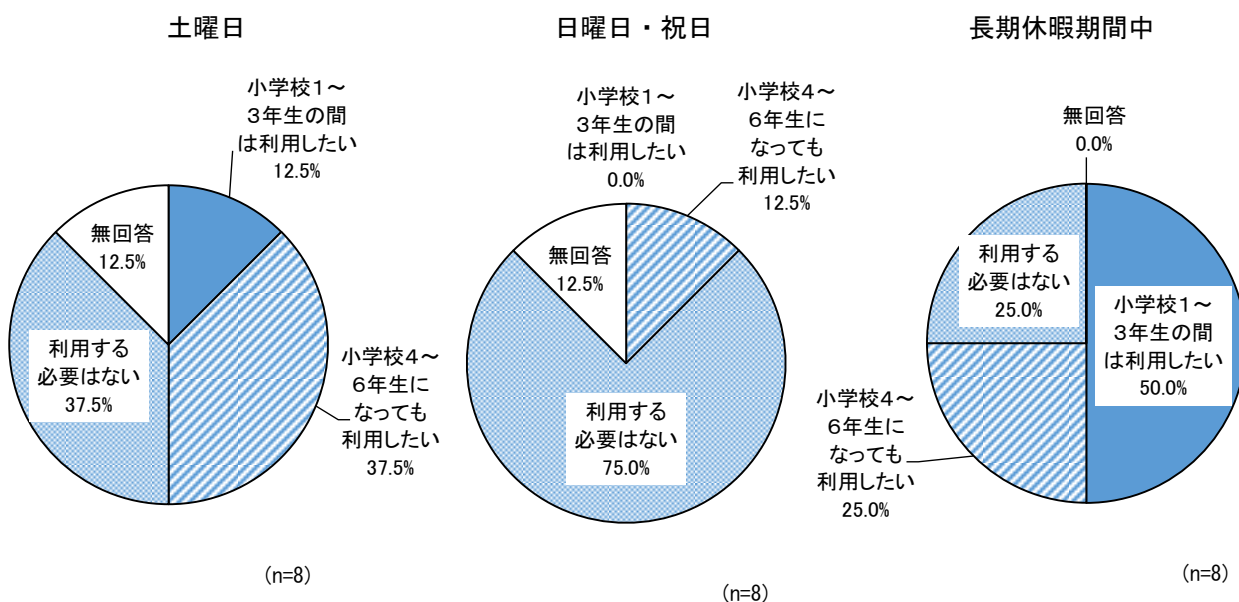
(n=33)

問23 お子さんについて、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。（〇はいくつでも）



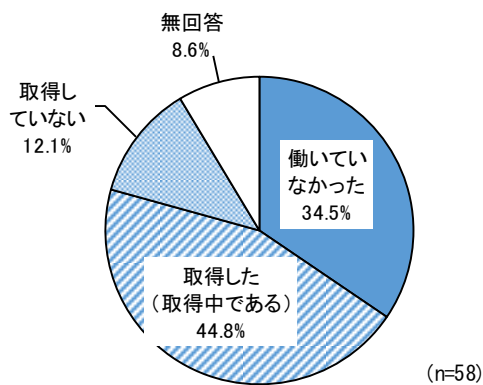
問23で「6. 放課後児童クラブ（学童保育）」に〇をつけた方にうかがいます。

問23-1 お子さんについて、土曜日、日曜日・祝日、夏休みなどの長期休暇期間中に放課後児童クラブの利用希望はありますか。

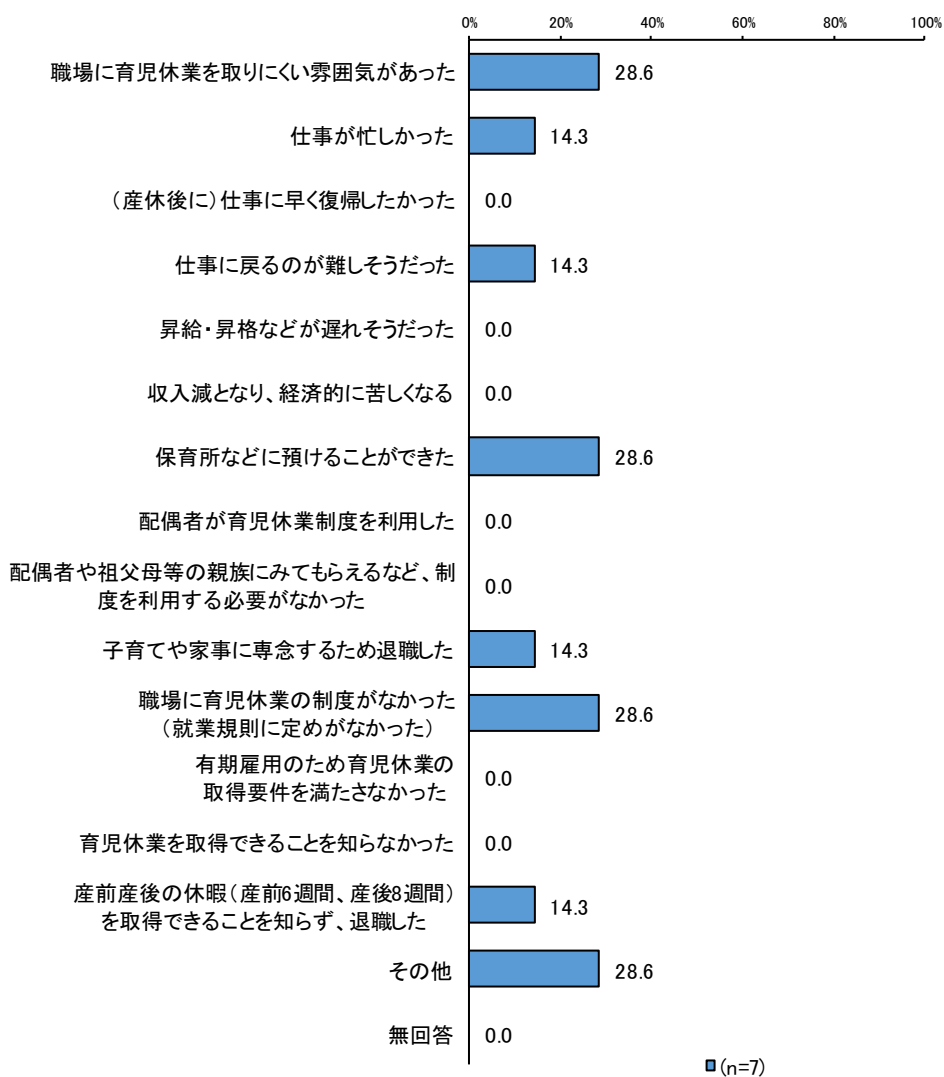


問24 お子さんが生まれた時、育児休業を取得しましたか。母親、父親それぞれについてお答えください。また、取得しなかった方はその理由についてお答えください。

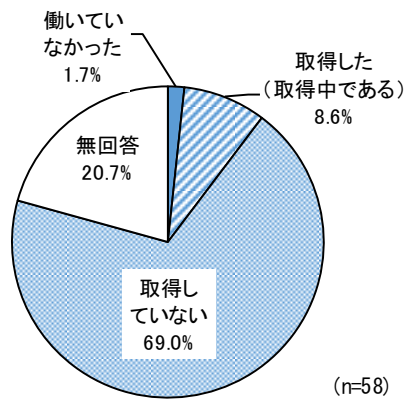
<母親>



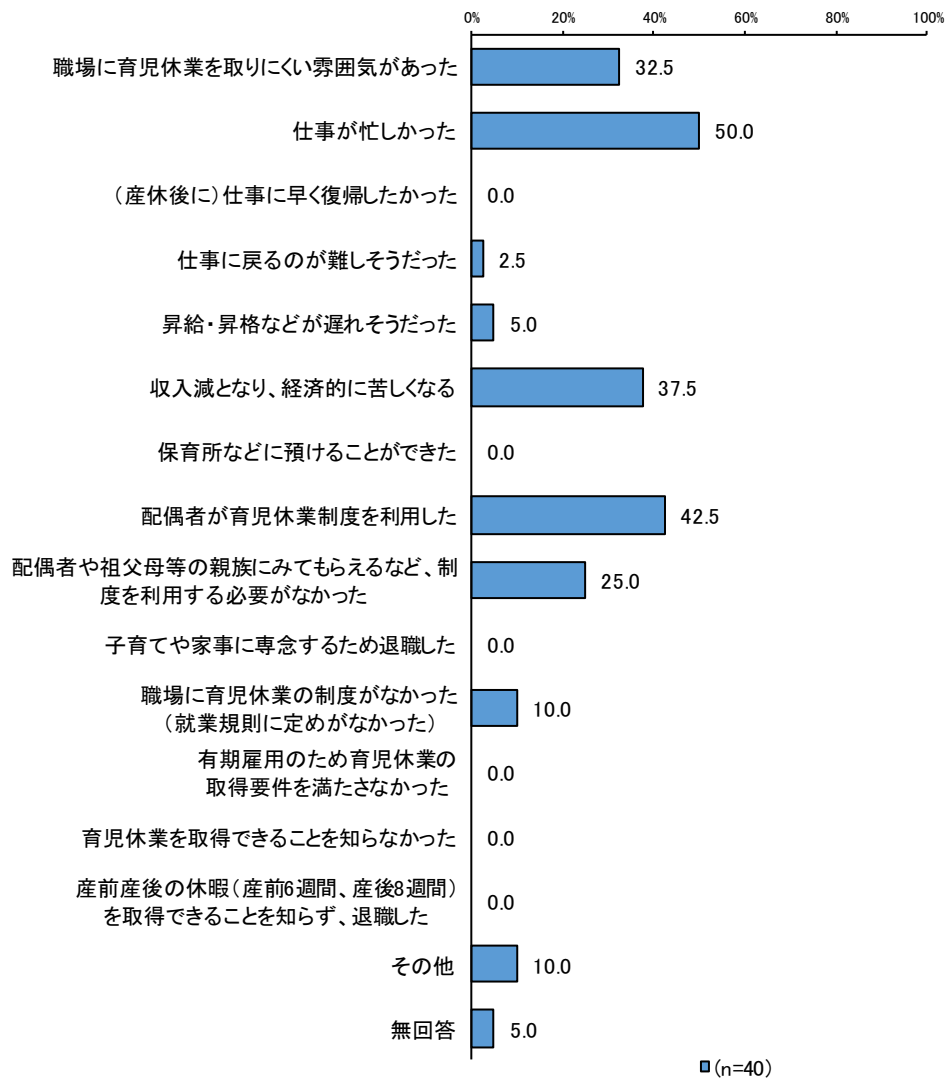
【取得していない理由】



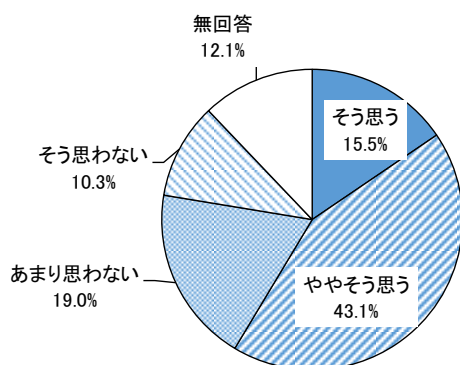
<父親>



【取得していない理由】

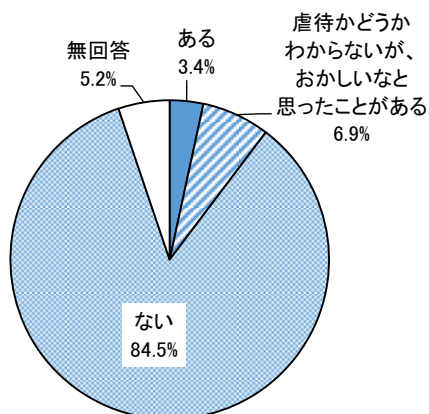


問 25 あなたの家庭では、仕事と生活の調和（ワークライフバランス）がとれていると感じますか。（○は1つ）



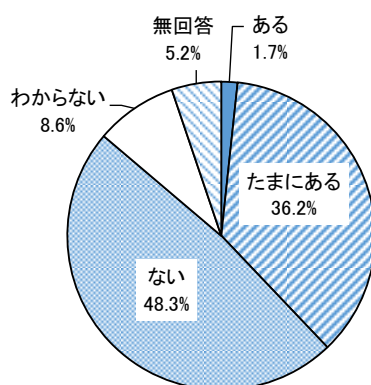
(n=58)

問 26 最近、マスメディア等で、児童虐待の問題が多く取り上げられていますが、あなたの身近なところで、子どもへの身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、ネグレクト（育児放棄）の事例を見たり聞いたりしたことがありますか。（○は1つ）



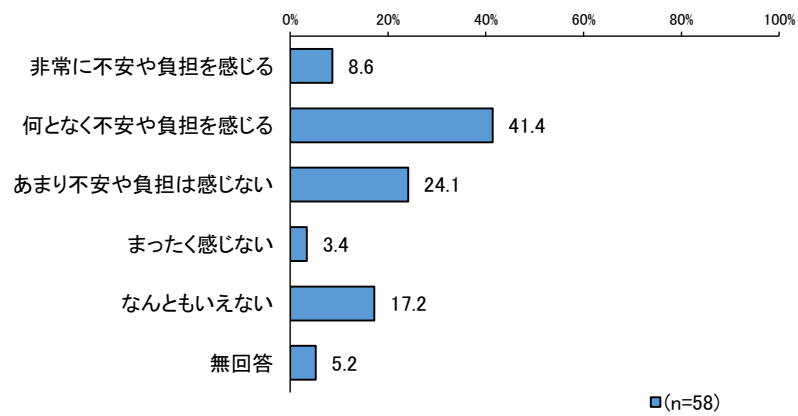
(n=58)

問 27 あなた自身が、「子どもを虐待しそうになった」、「虐待にあたるかも」と思ったことはありますか。（○は1つ）

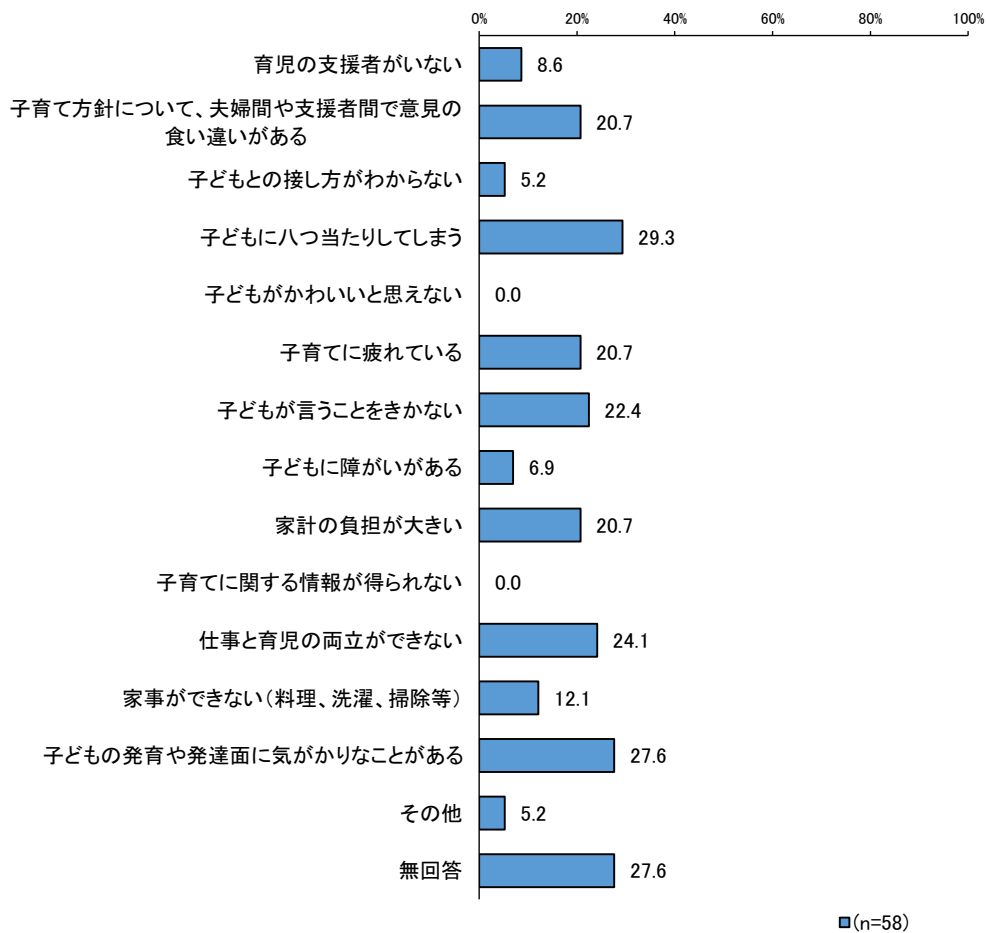


(n=58)

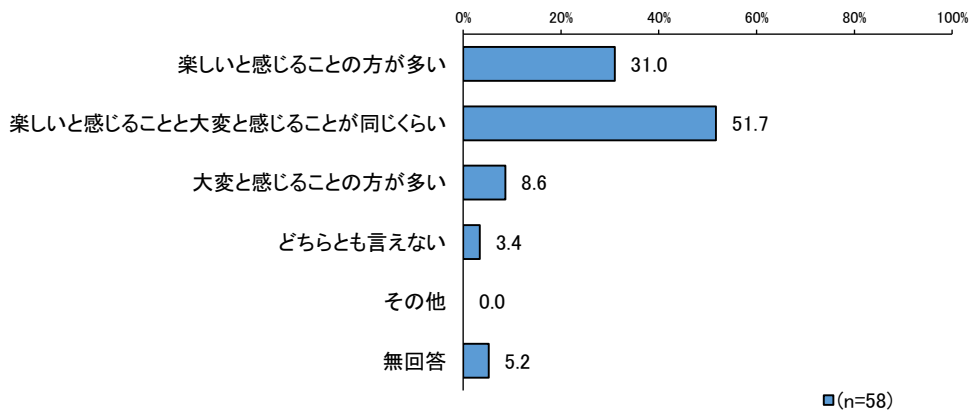
問 28 子育てに関して不安や負担を感じることがありますか。(〇は1つ)



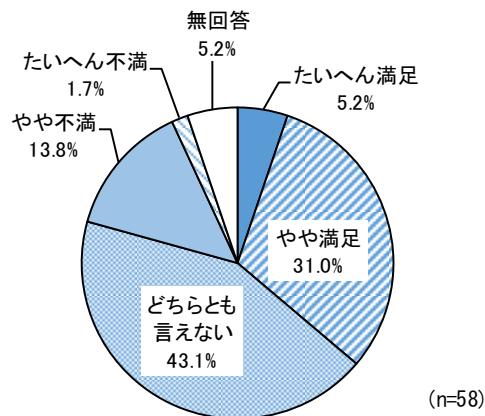
問 29 お子さんを育てていくうえでの困りごとはありますか。(〇はいくつでも)



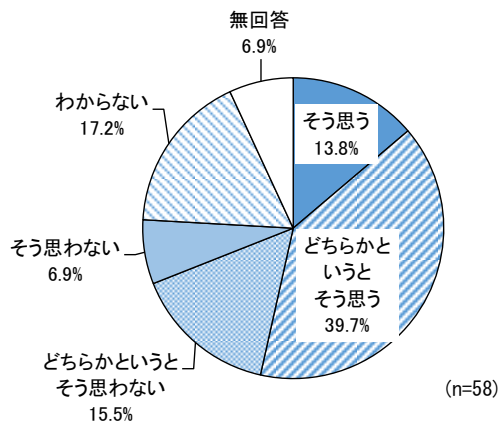
問 30 子どもを育てることについて、あなたはどのように思いますか。（○は1つ）



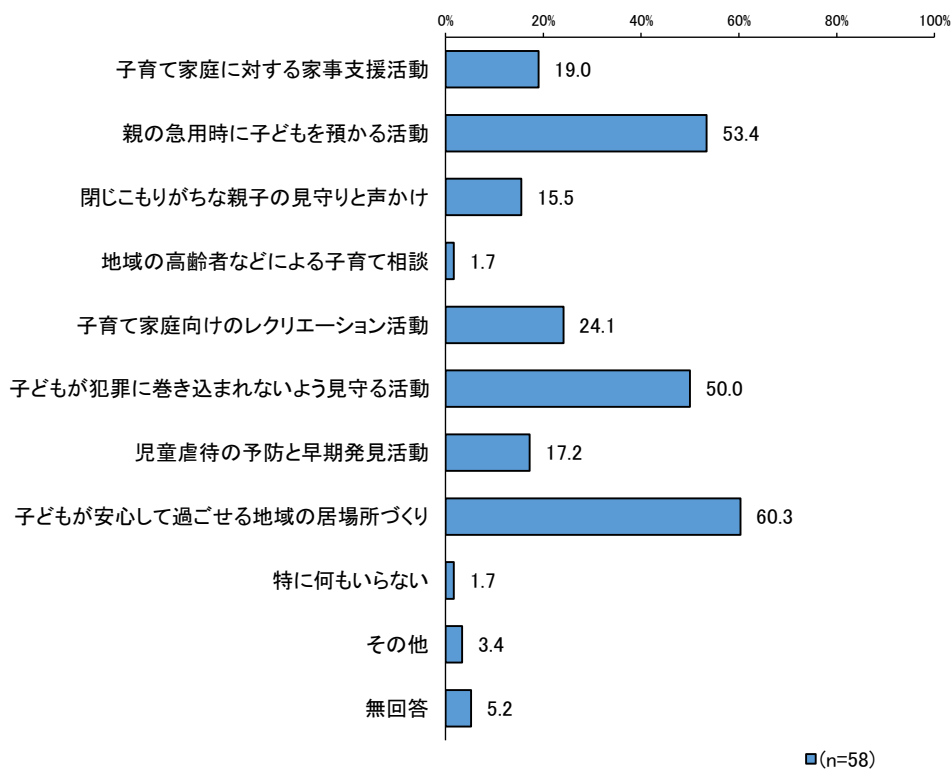
問 31 お住いの地域における子育ての環境や支援への満足度はいかがですか。（○は1つ）



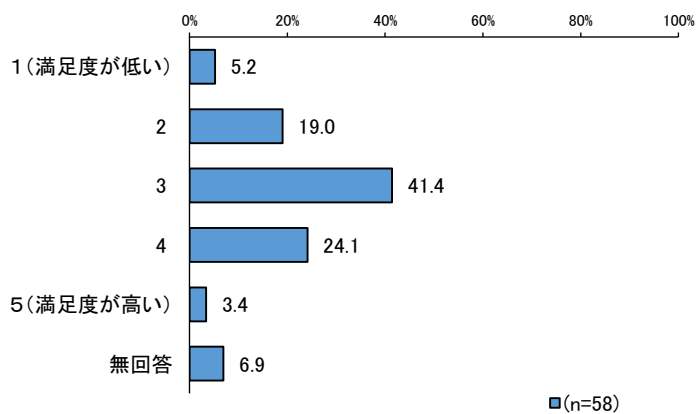
問 32 自分自身の子育てが地域の人々や社会に支えられていると思いますか。（○は1つ）



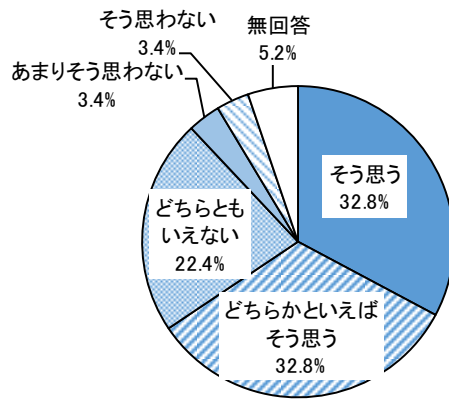
問 35 地域において、子どもや子育て家庭に対してどのような支援活動があればよいと思いますか。
(○は3つまで)



問 36 田野町における子育ての環境や支援への満足度について当てはまる番号 1 つに ○ をつけてください。

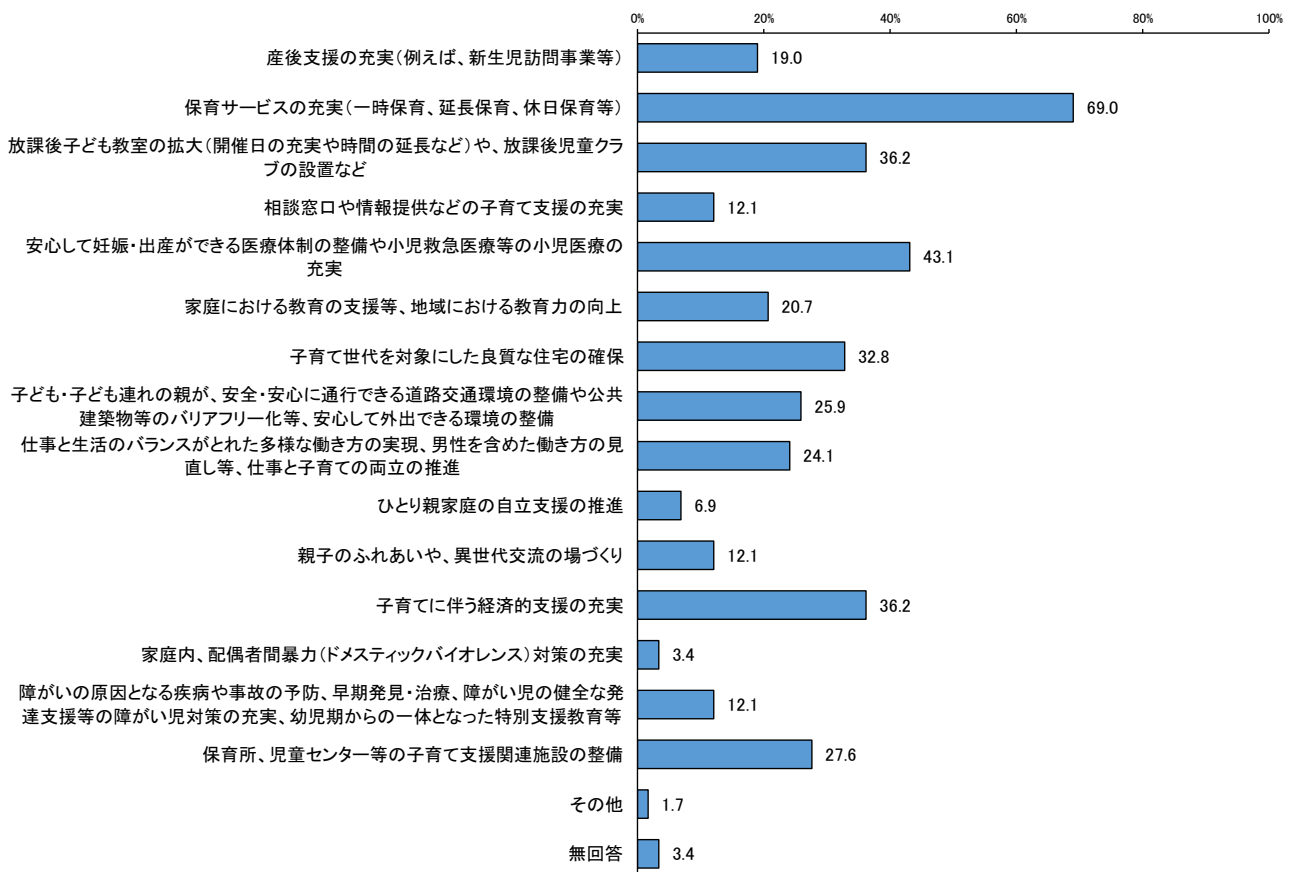


問 37 今後も田野町で子育てをしていきたいですか。（○は1つ）



(n=58)

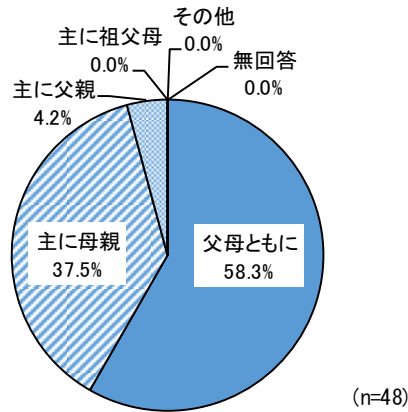
問 38 子育て支援の環境づくりに対して、町が重点的に取り組む必要があると思われるものは何だと思えますか。（○は5つまで）



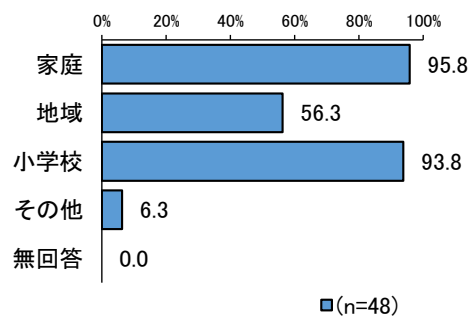
■(n=58)

(2) 小学生保護者調査の結果

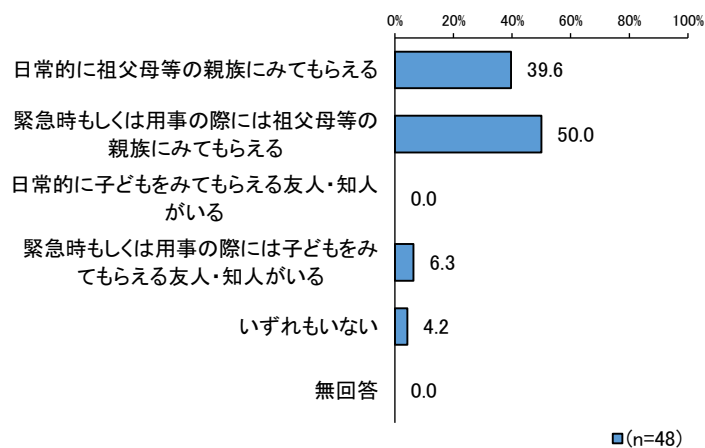
問4 お子さんの子育て（教育を含む）を主にやっているのはどなたですか。お子さんからみた関係でお答えください。（○は1つ）



問5 お子さんの子育て（教育を含む）に、影響すると思われる環境についてお答えください。（○はいくつでも）



問6 日頃、お子さんをみてもらえる親族・知人はいますか。（○は1つ）

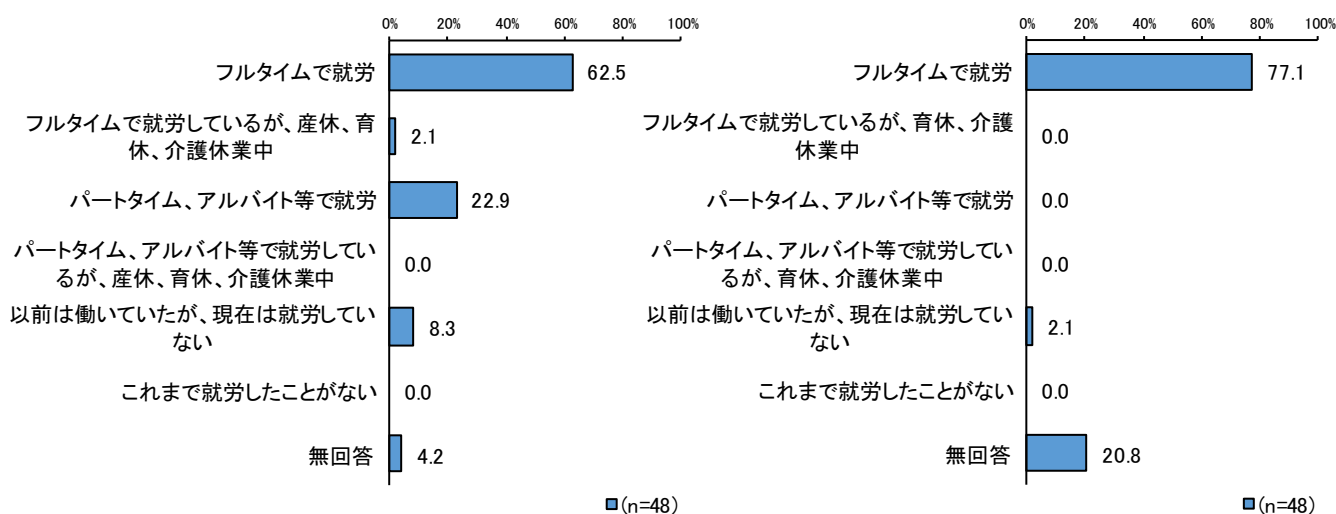


問8 母親の就労状況は次のどれですか。(○は1つ)

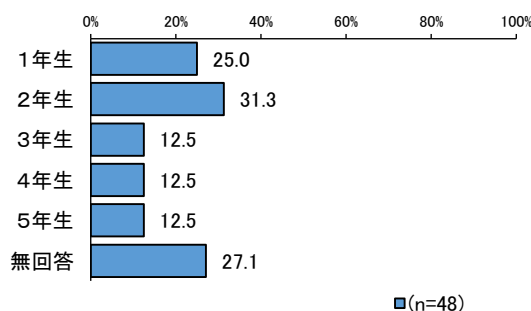
問9 父親の就労状況は次のどれですか。(○は1つ)

<母親>

<父親>

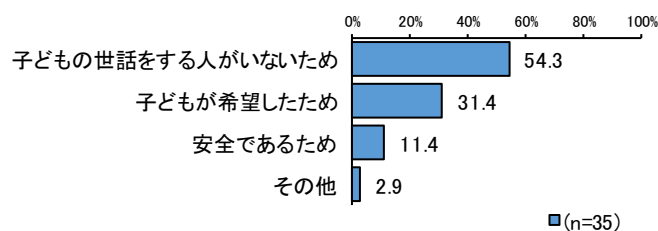


問10 お子さんは、現在、放課後子ども教室を利用していますか。利用しているお子さんについて、当てはまる学年の欄に○をつけてください。※学年は、平成30年4月1日現在

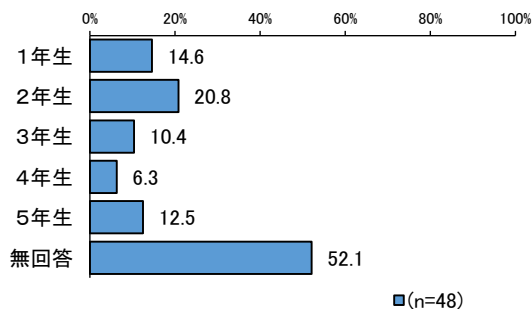


問10に○をつけた方（放課後子ども教室を利用している方）にうかがいます。

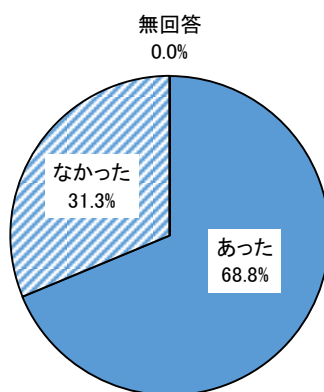
問10-2 放課後子ども教室を利用している理由は何ですか。(○は1つ)



問13 現在、田野町では実施していませんが、今後、放課後児童クラブ（学童保育）を利用したいと思いますか。※事業の利用には、一定の利用料がかかります。

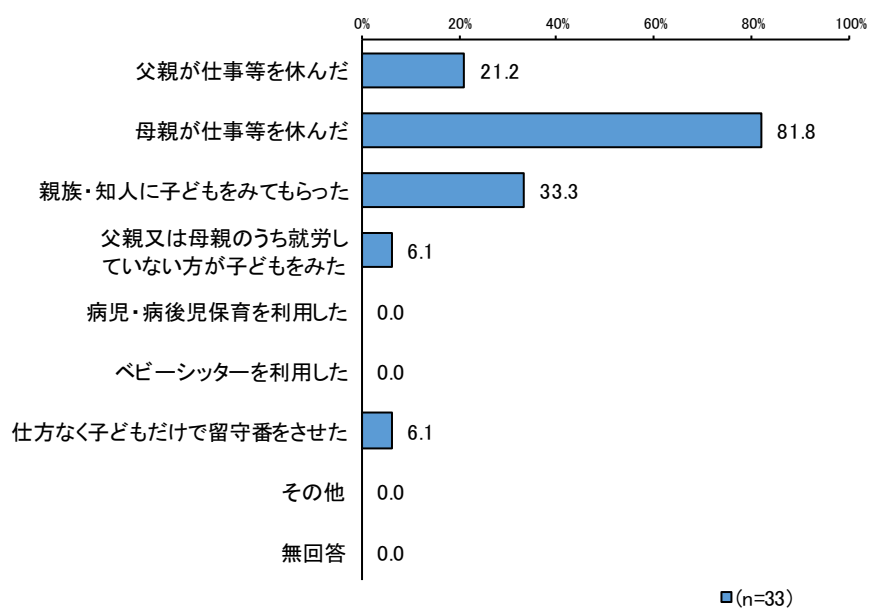


問15 この1年間に、お子さんが病気やケガで学校を休んだことはありますか。



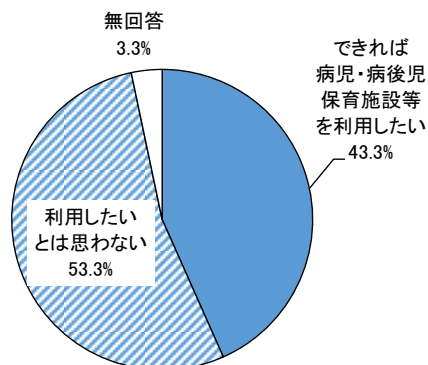
問15で「1. あった」に○をつけた方にうかがいます。

問15-1 この1年間、お子さんが病気やケガで小学校を休まなければならなかったとき、どのように対応されましたか。



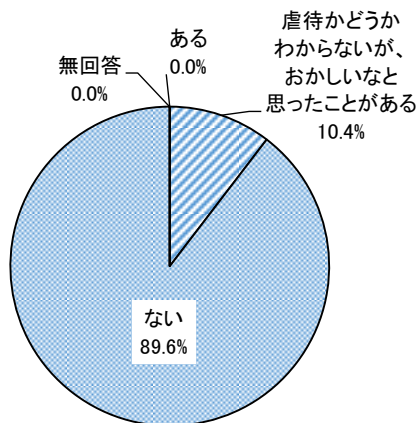
問15-1で「1」または「2」に○をつけた方にうかがいます。

問15-2 その際、「できれば病児・病後児のための保育施設等を利用したい」と思われましたか。



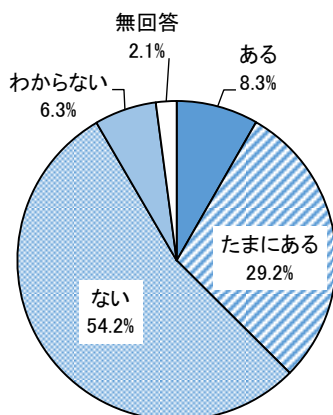
(n=30)

問20 最近、マスメディア等で、児童虐待の問題が多く取り上げられていますが、あなたの身近なところで、子どもへの身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、ネグレクト（育児放棄）の事例を見たり聞いたりしたことがありますか。（○は1つ）



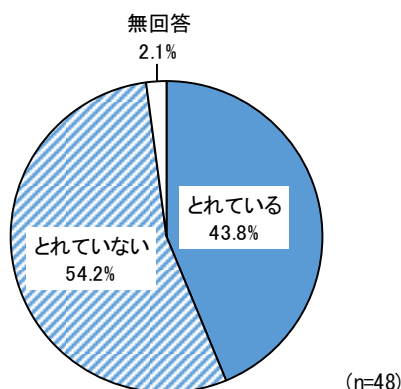
(n=48)

問21 あなた自身が、「子どもを虐待しそうになった」、「虐待にあたるかも」と思ったことはありますか。（○は1つ）



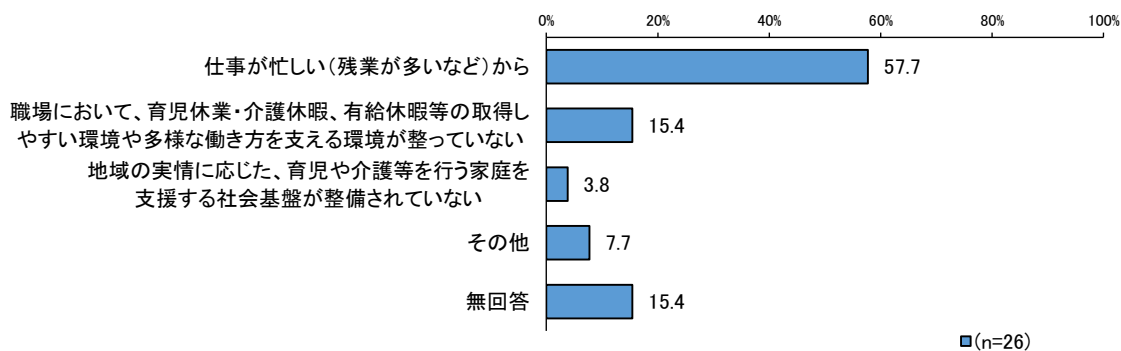
(n=48)

問22 あなたは、子どもと一緒に過ごす時間や親の介護、自分のための時間が十分にとれている（仕事と生活の調和がはかられている）と思いますか。（○は1つ）

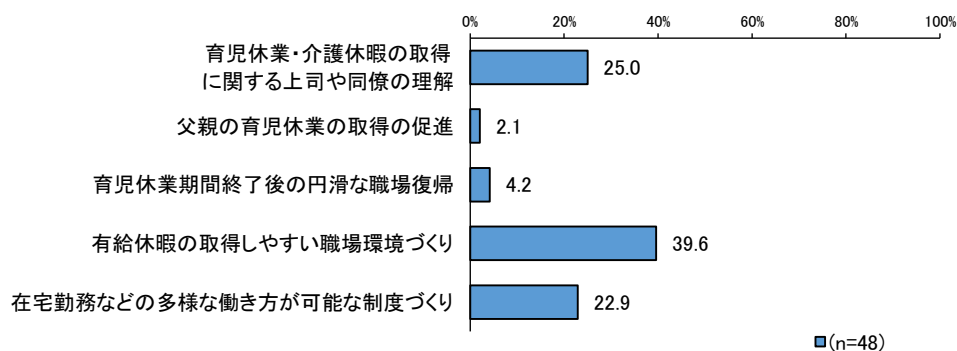


問22で「2. とれていない」に○をつけた方にうかがいます。

問22-1 「とれていない」と思う主な理由は何ですか。（○は1つ）



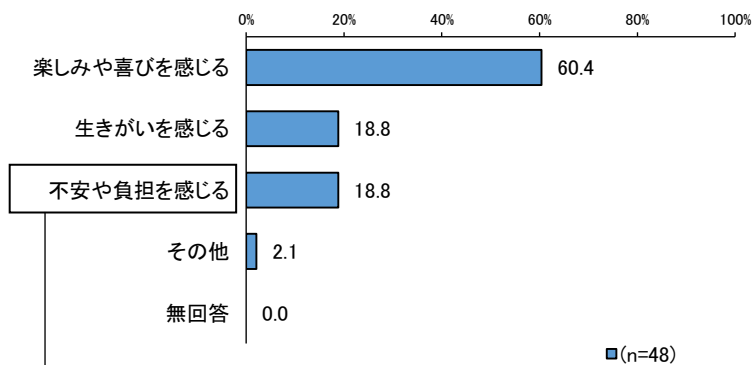
問23 仕事と子育ての両立をはかるために、職場において最も必要と思われることは何ですか。（○は1つ）



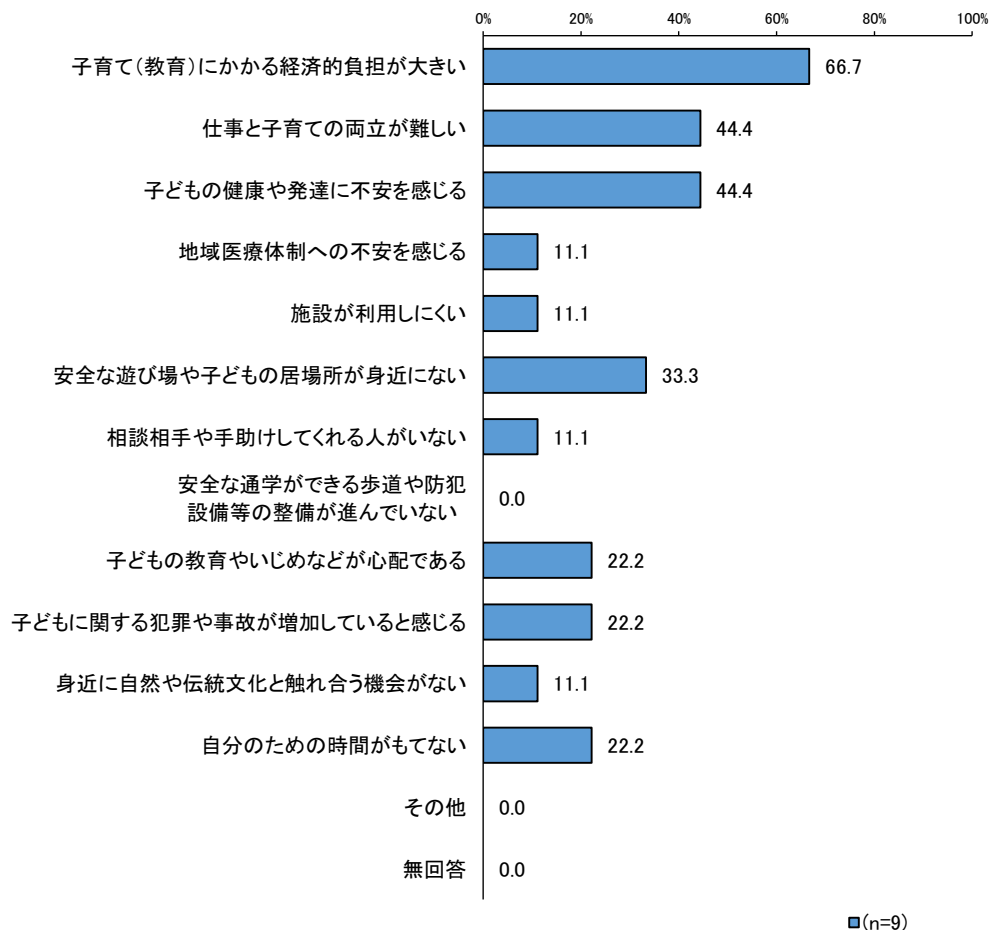
問 24 子どもを育てることについて、あなたはどのように思いますか。(○は1つ)

問24で「3」に○をつけた方にうかがいます。

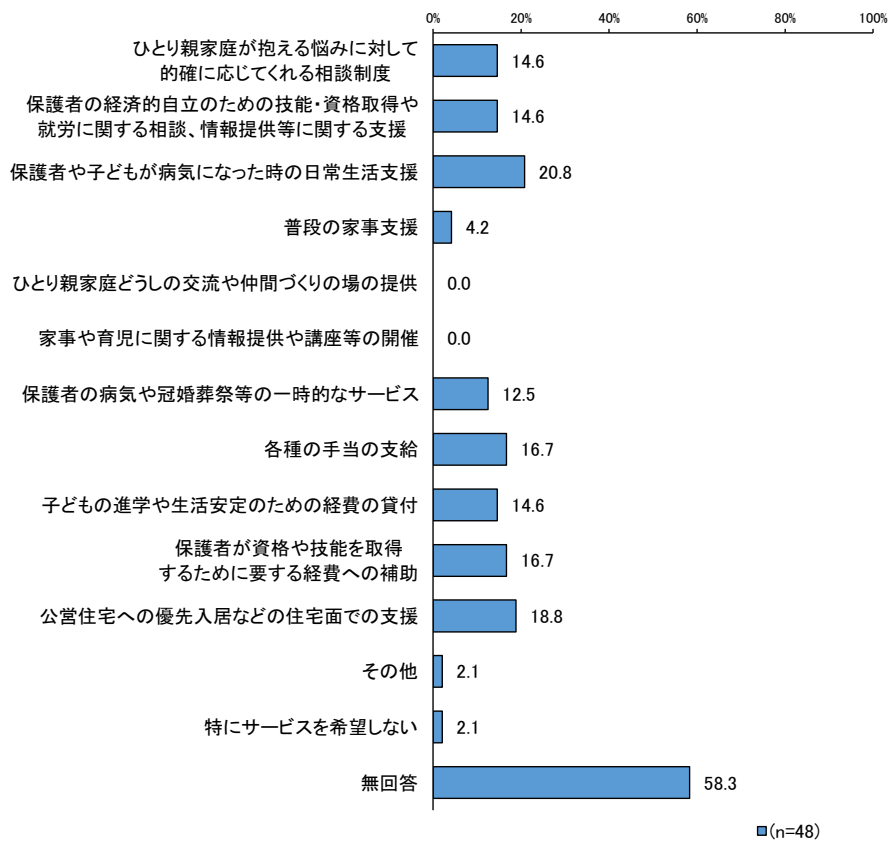
問 24-1 どのような理由で不安や負担を感じますか。(○はいくつでも)



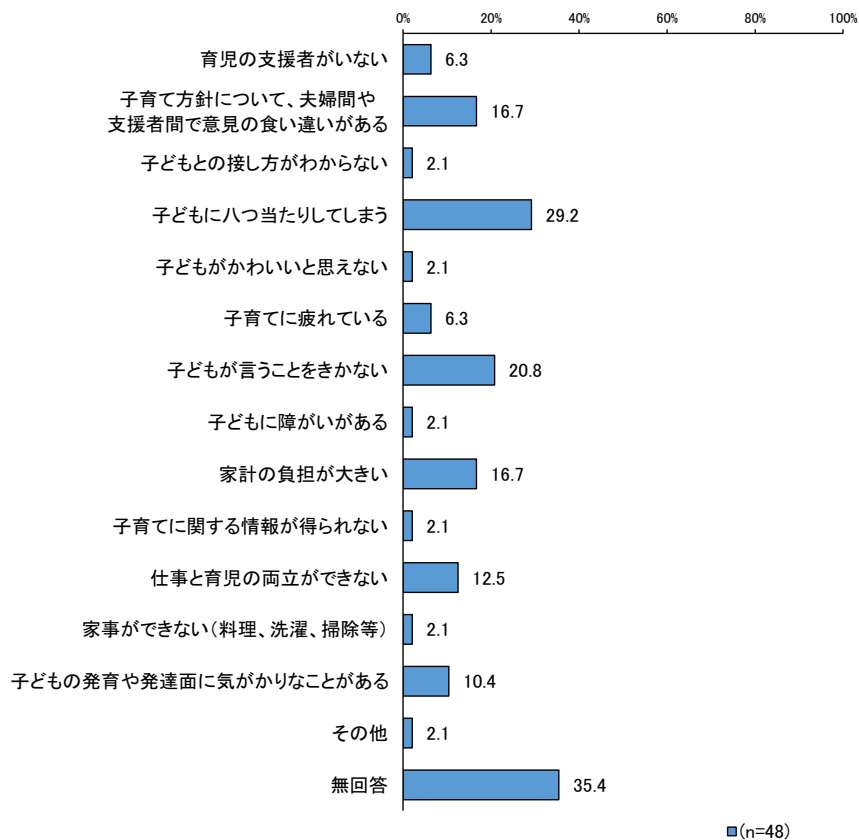
【不安を感じる理由】



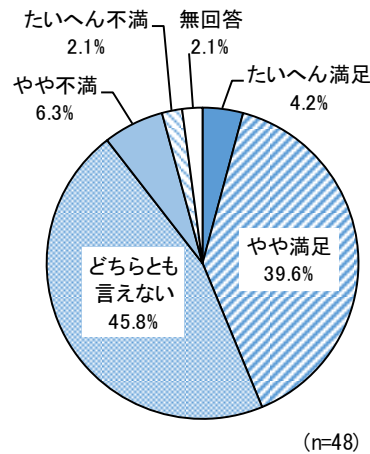
問 25 ひとり親家庭の支援策として、どのようなサービスを希望しますか。(〇はいくつでも)



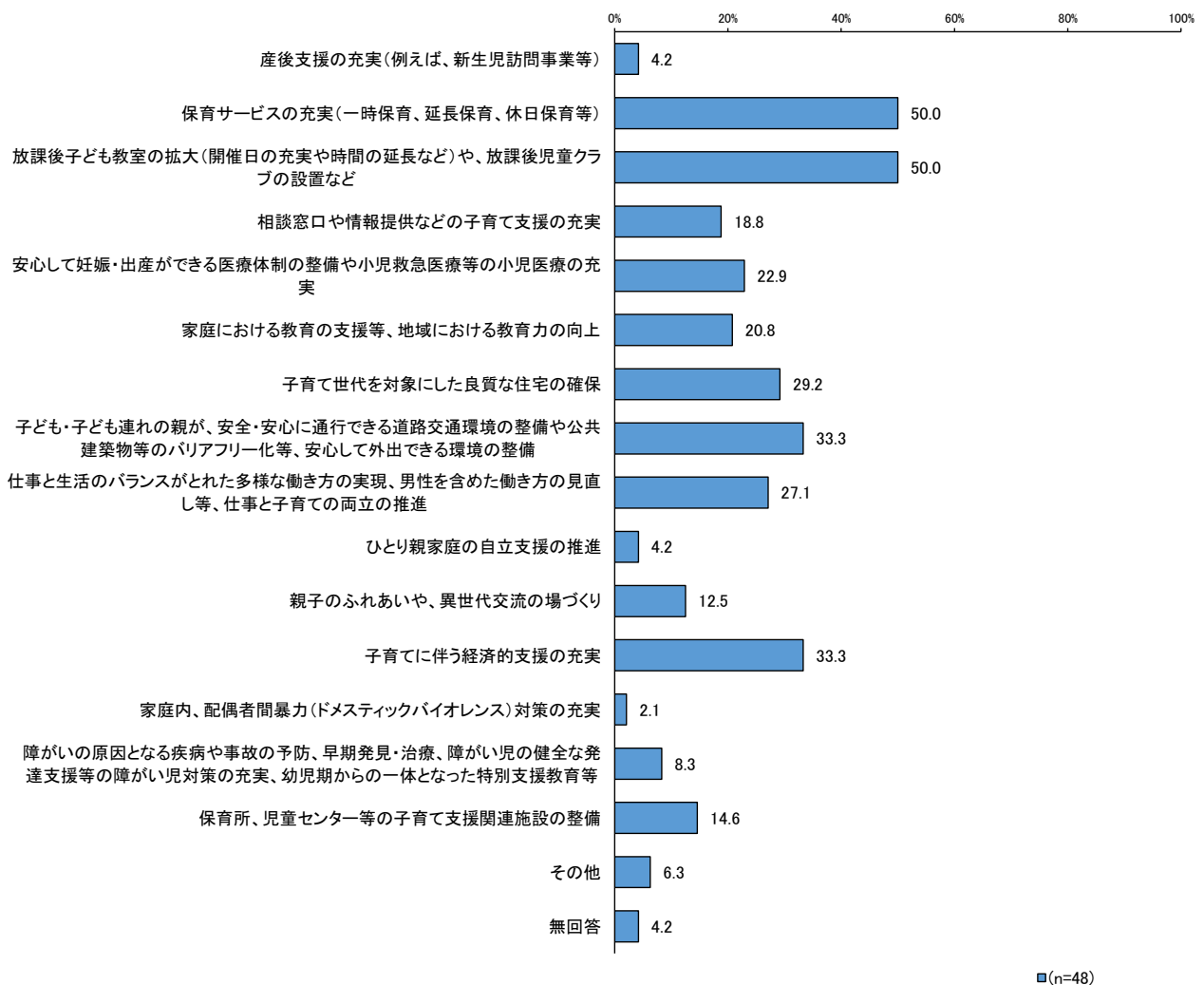
問 26 お子さんを育てていくうえでの困りごとはありますか。(〇はいくつでも)



問 27 お住いの地域における子育ての環境や支援への満足度はいかがですか。（〇は1つ）



問 31 子育て支援の環境づくりに対して、町が重点的に取り組む必要があると思われるものは何だと思いますか。（〇は5つまで）



2 田野町子ども・子育て支援会議設置条例

平成 25 年 12 月 11 日条例第 26 号

(設置等)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。第3条において「法」という。)第 77 条第1項の規定に基づき、田野町子ども・子育て支援会議(以下「支援会議」という。)を設置するとともに、同条第3項の規定により支援会議の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 支援会議は、委員 10 人以内で組織する。

(委員)

第3条 委員は、子ども(法第6条第1項に規定する子どもをいう。)の保護者(同条第2項に規定する保護者をいう。)、子ども・子育て支援(法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。)に関し学殖経験を有する者その他町長が適当であると認める者のうちから、町長が委嘱する。

(任期等)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 支援会議に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、支援会議を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 支援会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長が当たる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、及び意見を求めることができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、支援会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第6条第1項の規程にかかわらず、この条例の施行の日以後最初に開かれる会議は、町長が招集する。

3 本計画策定経過

年月日	内容
令和元年7月17日(水)	令和元年度 第1回 田野町子ども・子育て支援会議 (1)子ども・子育て支援事業計画策定の流れ(今後のスケジュール) (2)子ども・子育て支援ニーズ調査結果報告 (3)量の見込みについて (4)その他
令和2年1月15日(水)	令和元年度 第2回 田野町子ども・子育て支援会議 (1)第2期田野町子ども子育て支援事業計画「素案」について (2)パブリックコメントについて (3)その他

4 子ども・子育て支援会議委員名簿

番号	氏名(選出区分)
1	岩崎 りさ(保育所長)
2	柴原 木綿子(幼稚園)
3	幾井 良仁(小学校長)
4	前田 怜加(保育所保護者)
5	前田 麻美(幼稚園保護者)
6	山中 大成(小学校保護者)
7	柴原 りさ(教育委員)
8	小笠原 勢津子(主任児童委員)
9	松井 協一(教育センター長)
10	白石 詩歩(保健師)

※事務局

教育長	坂本 正徳
教育次長	井上 孝二
教育委員会	公文 孝之
教育委員会 担当	奥田 浩子
保健福祉課長	藤田 千香
保健福祉課 担当	小松 文

第2期

田野町 子ども子育て支援事業計画

発行年月 令和2年3月

発行・編集 田野町教育委員会（電話：0887-38-2511）

〒781-6410

高知県安芸郡田野町 1456 番地 42
